

II 各論



第1章 施策の内容

基本目標 1

はぐくみ

子どもたちが
たくましく育つこと
できる環境づくり

基本目標 2

すこやか

心身ともに健やかな
育ちを支援する
仕組みづくり

基本目標 3

わかちあい

子育ての喜びや
悩みを分かち
あえる環境づくり

基本目標 4

あんぜん

安全で安心して
子育てできるまちづくり

基本施策1 地域への愛着を育てる環境づくり……………	P57
(1) 地域協働学校の推進	
(2) 地域の交流を深める取組	
(3) 子どもたちの活動を応援するネットワークの充実	
基本施策2 多様な体験機会の充実……………	P61
(1) 地域資源を活かした体験機会の充実	
(2) 自然・環境に学ぶ体験機会の充実	
(3) 次代の親を育てる教育の推進	
(4) 子どもたちの視野を広げる交流の推進	
基本施策3 就学前教育の充実……………	P66
(1) 教育・保育内容の充実	
(2) 教育・保育環境の充実	
基本施策4 学校教育の充実……………	P68
(1) 教育内容の充実	
(2) 教育環境の充実	
(3) 情報教育の推進	
基本施策5 援助を要する子どもへの支援……………	P72
(1) 障害、発達に遅れのある子どもたちの支援	
(2) 不登校、引きこもりなどの問題を抱える子どもたちの支援	
基本施策6 児童虐待の防止……………	P75
(1) 児童虐待の予防、早期発見への取組	
(2) 関係機関との連携強化	
基本施策7 青少年健全育成……………	P78
(1) 青少年の健全な育ちへの支援	
(2) 青少年の主体的な活動支援	
(3) 相談・カウンセリングの充実	
基本施策1 妊娠・出産への支援……………	P82
基本施策2 子どもと家族の健康な生活への支援……………	P83
(1) 子どもと家族の健康保持・増進への支援	
(2) 子どもの心と体へのケア	
(3) 感染症予防や不慮の事故の防止	
基本施策3 健康な心身を育てる食育の推進……………	P87
基本施策4 小児医療の充実……………	P88
基本施策1 仕事と子育ての両立を支援するサービスの充実……………	P89
(1) 通常保育サービスの充実	
(2) 多様な保育サービスの充実	
(3) 放課後児童対策の充実	
基本施策2 親育ちを支援するサービスの充実……………	P93
(1) 総合子育て支援センター機能の整備	
(2) 子どもと大人が共に学び育つ環境づくり	
(3) 子育て仲間との出会いの場の提供	
(4) 子育てに関する相談や学習機会の充実	
(5) 子育て支援サービスの充実	
基本施策3 地域における子育て支援ネットワークづくり……………	P100
(1) 子育てサークル・サロン等の活動支援	
(2) 子育て関係団体との連携強化	
基本施策4 子育てに関する情報提供の充実……………	P103
(1) 子育て情報の一元化と発信の仕組みづくり	
(2) 家庭の教育力を高めるための情報提供の充実	
基本施策5 ひとり親家庭等への支援……………	P106
(1) 日常生活支援の充実	
(2) 自立に向けた支援の充実	
(3) 各種助成・給付制度の充実	
基本施策6 子どもの人権を守る意識づくり……………	P109
(1) 人権学習の推進	
(2) さまざまな機会を活用した人権啓発の推進	
基本施策7 男女がともに担う子育ての推進……………	P111
基本施策8 子育てをする人の職場環境の充実……………	P113
基本施策9 子育ての経済的負担の軽減……………	P114
基本施策1 子どもと家族が安心して外出できるまちづくり……………	P115
基本施策2 良質な住環境づくり……………	P117
基本施策3 子どもの安全確保……………	P118

1. はぐくみ 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり

基本施策1 地域への愛着を育てる環境づくり

地域・学校・家庭の相互学習のもと、子どもと大人がともに高まりあえる「地域学習社会」の形成を通して、子どもたちの地域への愛着を育てる環境づくりを推進します。

(1) 地域協働合校の推進

現 状

「地域協働合校」については、地域・学校・家庭がそれぞれの持つ教育機能を活かすため、学校や学区・地区を中心に子どもと大人が、地域文化や現代的な課題などを学びあう事業を展開しています。

しかしながら、活動開始から10年が経過し、その活動を検証すると、参加者の固定化や事業展開に大人が深くかかわりすぎるといった課題が見えてきました。

今後の取組

「地域協働合校」の目的である「地域学習社会」を形成するための地域教育力の向上を図るため、事業展開について、市民一人ひとりへ啓発を進めるとともに、より多くの人々が参加できる環境づくりに努めます。

特に、市民センター（公民館）での事業については、子どもの参加を促す工夫に努め、さらに大人と子どもがともに学ぶという姿勢を強く意識した事業展開を推進します。

協働の取組

市民（地域）	学校・公民館	行政
「地域協働合校」への参画	「地域協働合校」の実施	「地域協働合校」の推進・支援

主な事業

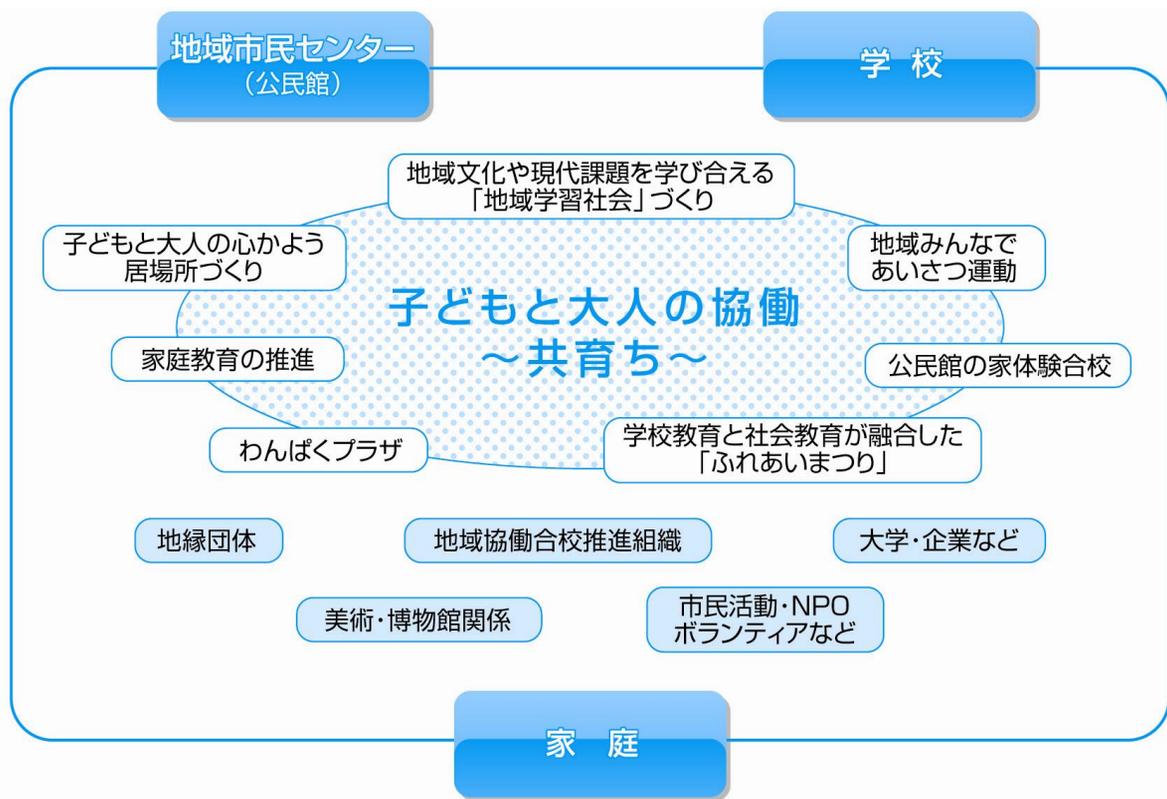
事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
1	推進事業	地域協働合校の推進	事業参加者(延べ)	17万人	18.5万人	生涯学習スポーツ課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

■地域協働合校のイメージ

【学校・地域・家庭の協働】

子どもと大人が同じ目線に立ち、地域文化や現代的な課題などについて、学びあい・かかわりあい・よろこびあい・認めあいの協働を積み重ねることにより、人が輝き互いに高まり合える地域学習社会づくりをめざします。



(2) 地域の交流を深める取組

現 状

「パワフル交流・市民の日」や「ふれあいまつり・わんぱくプラザ」など、地域の交流・市民活動団体の交流を深める取組を実施しています。

また、スポーツ活動をきっかけとして、子どもたちが地域での交流が深められるよう、スポーツ教室等の開催に取り組んでいます。

今後の取組

「パワフル交流・市民の日」や「ふれあいまつり・わんぱくプラザ」については、市民や団体の参加促進に向け、今後とも啓発活動や事業の充実を図ります。

スポーツ教室については、平成21年度より本格開始した「総合型地域スポーツクラブ」が地域コミュニティ活動の一翼を担えるよう支援を行います。

協働の取組

市民	企業・団体	行政
交流機会への積極的参画	交流機会への参加・協力	交流機会の計画・実施

主な事業

事業 NO	前期からの 方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
2	推進事業	パワフル交流・市民の日	参加者数	1,000人	1,500人	まちづくり協働課
3	推進事業	わんぱくプラザの推進	開催日数	107日	120日	まちづくり協働課
4	推進事業	総合型地域スポーツクラブの 推進	会員数	200人	500人	生涯学習スポーツ課
5	継続事業	少年少女スポーツ教室、各種 大会・講習会の充実	開催回数	16回	16回	生涯学習スポーツ課

(3) 子どもたちの活動を応援するネットワークの充実

現 状

子どもたちの活動を応援する仕組みとして、行政・学校をはじめ、地域組織や市内における人材・機関・事業所の連携を図り、子どもと大人がともにかかわりあう事業を「地域協働合校」を通して展開しています。

今後の取組

今後も引き続き「地域協働合校」を通して、行政・学校と地域の人材・機関・事業所が連携して、子どもたちの活動を応援する体制を充実します。

また、子どもたちの活動の場として、学校の教室を開放し、地域の活動を学校で行う事業について取り組みます。

協働の取組

市民	企業・団体	学校	行政
学習ボランティアへの登録	体験活動等への協力	体験活動等の実施	ネットワークの構築と活用

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
1 (再)	推進事業	地域協働合校の推進	事業参加者(延べ)	17万人	18.5万人	生涯学習スポーツ課
6	推進事業	学習ボランティア登録の推進	登録者数	464人	500人	生涯学習スポーツ課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

基本施策2 多様な体験機会の充実

子どもたちにさまざまな体験学習や異文化交流等の機会を提供するとともに、地域の歴史や伝統、文化を学ぶことができる環境づくりに取り組みます。

また、次代の親である子どもたちに、子育ての社会的意味や子育ての楽しさ、喜びを伝える機会を充実します。

(1) 地域資源を活かした体験機会の充実

現 状

ボランティア活動や福祉体験、職場体験等、地域の暮らしの中でのさまざまな体験を子どもたちが学べるよう「地域協働合校」推進事業を中心に学校・公民館等で事業展開を図っています。

また、地域の歴史や伝統について、草津宿街道交流館を拠点として、学習機会の提供に努めています。しかしながら、子どもの参加者が少ない状況です。

今後の取組

今後も引き続き、ボランティア活動や福祉体験、職場体験等について、「地域協働合校」を中心とした体験機会の充実に努めます。

また、歴史や伝統を学ぶ機会については、子どもが参加しやすいテーマの検討や親子で参加できる事業の展開に努めます。

協働の取組

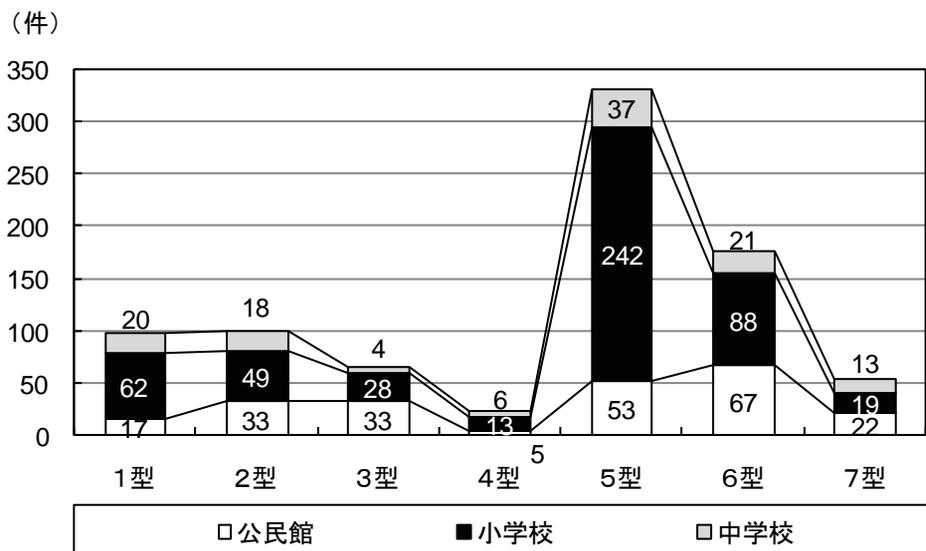
市民	企業・団体	行政・学校
体験学習等への参加	体験学習等への協力	体験学習等の計画・実施

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
1 (再)	推進事業	地域協働合校の推進	事業参加者(延べ)	17万人	18.5万人	生涯学習スポーツ課
7	新規事業	親子遺跡発掘体験	参加親子	*****	10組	文化財保護課
8	新規事業	むかし たいけん	参加者数(子ども)	*****	50人	文化財保護課(街道交流館)
9	推進事業	夏休みふるさと学習相談会	参加者数(子ども)	0人	10人	文化財保護課(街道交流館)

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

■地域協働合校における主な体験学習の平成20年度事業実績



【事業内容】

- 1型 人権をはじめ、環境・福祉など現代的課題に取り組む事業
- 2型 PTAをはじめ各種社会教育関係団体の諸活動の連携促進
- 3型 学区全域に本事業の啓発を行う事業
- 4型 学校の教室開放を推進し、地域活動を学校で行う事業
- 5型 学校教育における地域人材の活用及び地域の教材化の推進事業
- 6型 地域において子どもと大人が体験的な学習をとおしてかわり合う事業
- 7型 地域協働合校の推進に必要なその他全般的な事業

資料：生涯学習スポーツ課

(2) 自然・環境に学ぶ体験機会の充実

現 状

子どもたちの自然や環境への意識や感性を育てるため、「こどもエコクラブ」への参画、「スクールISOクサツ」事業の活動をはじめ、自然・環境学習を推進してきた結果、ゴーヤカーテンなど子どもたちの自主的な取組の姿勢は見られるようになりましたが、学校ごとの特色が出ていない状況です。

また、「こどもエコクラブ」については、登録の大半が学校関連であり、個人・地域発の登録を促進することが課題です。

今後の取組

「スクールISOクサツ」については、各校の特色が出た取組が展開されるよう各校年度ごとの見直しを行います。

また、「こどもエコクラブ」への登録を促すため、情報提供に努めます。

自然・環境における体験機会については、理科教育を中心に事業展開してくとともに、理科教育における国や県から得た情報を市環境教育部会や理科部会にも提供し、効率的かつ効果的な事業運営に努めます。

協働の取組

市民	企業・団体	学校	行政
体験活動やエコクラブへの積極的な参加	体験活動への協力	各学校の特色ある体験活動の実施	事業の周知と推進

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
10	継続事業	理科教育推進事業の充実	特別講師による特別授業	10回	10回	学校教育課
11	継続事業	スクールISOクサツ事業の推進	行動項目数	72項目	72項目	学校教育課
12	推進事業	こどもエコクラブの充実	登録人数	1,900人	2,200人	環境課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

(3) 次代の親を育てる教育の推進

現 状

次代の親を育てる視点で、前期計画から取り組んでいる「子育て講座」や「保育体験」などの子育て体験を通して、子どもたちに子育ての喜びや大切さについて学ぶ機会を設けています。

今後の取組

子育て体験を通して、子どもたちが子育ての喜びや楽しさ、子育ての社会的意味等を感じ、理解できるよう取り組みます。

そのため、子どもの立場に立った体験学習やわかりやすい情報の発信に努めます。

協働の取組

保育所・幼稚園・学校	行政
学習機会の充実	わかりやすい情報の発信

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
13	継続事業	学習機会を通じた子育て支援情報の提供	講座・研修	10回 12回	10回 12回	学校教育課 保育課
14	推進事業	保育体験・異年齢交流の推進	開催数	6回	12回	保育課

(4) 子どもたちの視野を広げる交流の推進

現 状

子どもたちが、世代間交流や異年齢の子ども同士の交流を通して、多様な考え方や生活の知恵にふれる機会を得られるよう、市民センター（公民館）活動を通しての「地域協働合校」の推進や各種スポーツ教室などを実施しています。

今後の取組

今後も、世代間交流や異年齢の子ども同士の交流を促進するため、各種スポーツ教室・大会・講習会等の開催に努めるとともに、大人と子どもがともに学ぶ「地域協働合校」の推進に努めます。

また、学校においては、各界から講師を招き、子どもたちの視野を広げるための特別授業を推進します。

協働の取組

市民	学校	行政
地域社会における交流活動の推進	地域との交流への取組	交流事業の計画・実施

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
1 (再)	推進事業	地域協働合校の推進	事業参加者(延べ)	17万人	18.5万人	生涯学習スポーツ課
15	推進事業	スペシャル授業 in 草津推進事業の推進	延べ授業数	14回	44回	学校教育課
5 (再)	継続事業	少年少女スポーツ教室、各種大会・講習会の充実	開催回数	16回	16回	生涯学習スポーツ課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

基本施策3 就学前教育の充実

人間形成の基礎を築き、学校教育へとつないでいくために、保護者や地域の協力を得ながら、充実した就学前教育を提供できるよう、各種事業に取り組みます。

(1) 教育・保育内容の充実

現 状

就学前教育と小学校教育との確かな連携を図るために、小学校児童や保育所（園）児との交流活動や、教職員の合同研修を実施し、お互いの教育内容や育てたい力などについて、相互理解を深める取組を進めています。

今後の取組

子どもの交流活動や教職員の合同研修など、さらなる充実を図る必要がありますが、今後、中学校区での連携事業を核として、緊密なつながりを構築し、それぞれの教育内容の理解と交流を推進します。

また、基本的生活習慣の確立や豊かな人間性を育むことをめざして、家庭教育に関する学習機会の提供について内容の充実を図ります。

協働の取組

市民	保育所・幼稚園・学校	行政
学習機会への積極的参加	教職員の合同研修等連携強化	学習機会・情報の提供

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
16	推進事業	学校や保育所・園との連携の推進	教職員の合同研修	11回	12回	学校教育課 保育課
17	継続事業	家庭教育に関する学習機会の提供	学習会	10回	10回	学校教育課

(2) 教育・保育環境の充実

現 状

登校園及び保育時間中の安全を確保するため、保護者や地域ボランティアによるパトロール（スクールガード）を実施するなど、不審者に対するセキュリティ機能の構築を強化しています。

また、各保育所・幼稚園のクラス数に応じた適正な建物の確保と耐震性の向上を図っています。

今後の取組

今後も、地域の協力を得ながら保護者や地域ボランティアによるパトロール（スクールガード）を継続実施し、保護者や地域との連携による児童の見守り体制の充実を図ります。

また、各保育所・幼稚園の耐震診断判定を行い、補強計画を策定し、耐震化率の向上を図ります。

協働の取組

市民	保育所・幼稚園	行政
見守り・パトロールへの参加	児童の安全確保	・見守り体制の構築 ・施設整備の推進

主な事業

事業 NO	前期からの 方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
18	推進事業	保護者や地域との連携による 児童の見守り体制の充実	スクール ガード 登録者	3,266 人	3,400 人	学務課
19	推進事業	施設環境の充実（幼稚園）	耐震化率	29.4%	100%	教育総務課
20	推進事業	施設環境の充実（保育所）	耐震化率	16.7%	100%	保育課

基本施策4 学校教育の充実

子どもたちの基礎的な学力の定着と総合学習による人格形成を図るため、教育内容と教育環境の充実に努めます。また、情報化社会に対応できる基礎を築き、情報機器を正しく活用できる情報教育を推進します。

(1) 教育内容の充実

現 状

前期計画で実施した「草津市英語活動推進事業」において、市内全小学校に英語活動指導助手を配属したことで、留学生などの外部講師の活用が行われるなど、事業の定着が図られています。また、「基礎学力向上事業」や「学校サポーター」においても、事業内容の充実が図られ、多面的な教育活動の支援が行われています。

「人権」及び「同和教育」については、モデルプランの実践の積み上げが行われています。特に道徳教育の推進については、各学校各学年に40冊の副教材の準備や「男女共同参画社会づくり副読本」を配布するなど、一層の指導体制の充実を図っています。

今後の取組

市民ニーズ調査結果において、子育ての悩みの中で「子どもの進路や勉強のこと」が7割以上を占めています。

この現状を受け、学校や家庭、地域が連携しながら前期計画で取り組んできた事業をあらためて推進するとともに、草津市内の全小中学生を対象に、学校・家庭・地域で数値目標を設定した取組を進めるなど、学力向上に向けた総合的な対策を展開します。

また、子どもたちが幅広い知識を得る機会として、大学の学長など各界のトップによる特別授業を推進するとともに、読書の推進を図ります。

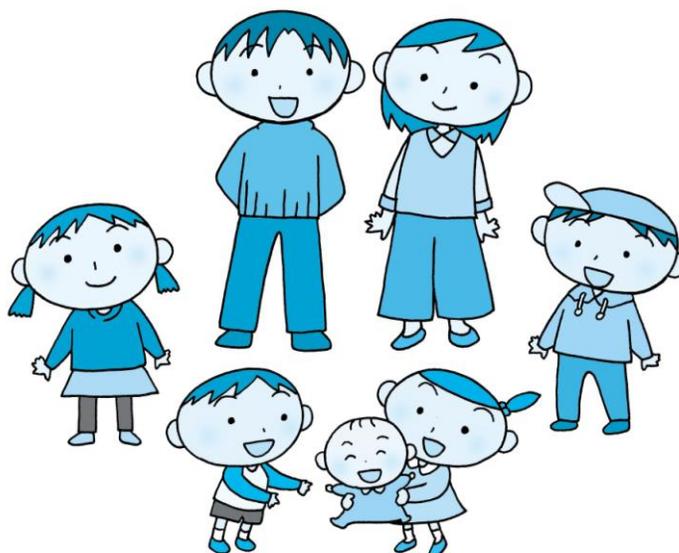
協働の取組

学校	行政
教育内容の充実	学力向上に向けた対策の検討

主な事業

事業 NO	前期から の方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
15 (再)	推進事業	スペシャル授業 in 草津推進事業の推進	延べ授業数	14回	44回	学校教育課
21	推進事業	子ども読書活動推進計画	1か月の書籍未読児童生徒の割合	5.2% (小) 42.8% (中)	3.5% (小) 35% (中)	生涯学習スポーツ課
22	新規事業	国・算(数)・英を中心とした基礎学力向上事業	漢検6級以上の割合(6年生)	*****	80%	学校教育課
23	継続事業	小学校外国語活動推進事業での立命館大学留学生の招へい	招へい留学生	13人	13人	学校教育課
24	継続事業	人権・同和教育や道徳教育の推進	副教材利用率	100%	100%	学校教育課
25	推進事業	小学1年生学校生活支援員配置事業	学校評価満足度	75%	80%	学校教育課
26	推進事業	男女共同参画意識の浸透	副読本の活用	63.2%	100%	人権センター

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業



(2) 教育環境の充実

現 状

教育環境の充実を図る一環として、各小中学校のクラス数に応じた適正な建物の確保と耐震性の向上を行っています。

また、登下校及び授業中の安全を確保するため、ボランティアによるパトロールや不審者への対応に取り組んでいます。

今後の取組

安全・安心で、環境にやさしい学校づくりを進める中で、学校施設の耐震化、エコ化、ICT（情報通信技術）化といった課題にさらに取り組みます。

また、安心して学習できる環境をつくるため、登下校及び授業中のボランティアによるパトロールを推進するとともに、危機管理意識を高め、状況に応じた行動がとれるよう危機管理のシステムを整理していきます。

協働の取組

市民	学校	行政
見守り・パトロールへの参加	生徒の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り体制の構築 ・施設整備の推進

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
18 (再)	推進事業	保護者や地域との連携による児童の見守り体制の充実	スクールガード登録者	3,266人	3,400人	学務課
27	推進事業	施設環境の充実(小中学校)	耐震化率	87.4%	100%	教育総務課

(3) 情報教育の推進

現 状

全小中学校にネットワーク環境を整備し、PC（パーソナルコンピューター）教室に教育用コンピューターの整備を行いました。平成 20 年度にはモデル校として、小中学校各 1 校に教員 1 人 1 台のパソコン整備を行うとともに、校内 LAN 整備を行いました。

モデル校の整備状況を踏まえ、残り全校において平成 21 年度に教員 1 人 1 台のパソコンの整備を行いました。

今後の取組

インターネットを活用して多様な情報を得るとともに、正しい利用を学びながら、情報を読み解く力が育つような取組を推進します。

具体的には、残り全校の校内 LAN の整備とあわせて、今後 ICT（情報通信技術）を効果的に活用した授業の推進やこれに伴う教職員の ICT 活用能力の向上を図ります。

事業名

事業 NO	前期からの 方向性	主な事業	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
28	推進事業	全小中学校における校内 LAN の整備	整備校	2 校	19 校	教育総務課
29	継続事業	コンピューター活用推進委員会での情報交換	委員会 開催回数	3 回	3 回	学校教育課
30	継続事業	「情報活用能力」育成のための教育推進	学習回数	3 回	3 回	学校教育課

基本施策5 援助を要する子どもへの支援

障害あるいは発達に遅れのある児童や不登校・引きこもり等の問題を抱える児童への支援を図るとともに、地域・市民の理解促進に向けての啓発に努めます。

(1) 障害、発達に遅れのある子どもたちの支援

現 状

障害や発達に遅れのある子どもについては、家庭訪問などを行うとともに、各関係機関が連携を図りながら支援に取り組んでいます。

発達障害児については、増加傾向にあり、きめ細かな支援とともに、発達障害に対する家族や地域の理解、関係機関の連携体制の充実が必要となっています。

障害福祉サービスの提供では、日中一時支援事業を実施し、学校などの活動に加えて、地域に療育活動の場を確保していますが、現状としては、重度の障害児が増え、対応できる事業所が少ない状況です。

今後の取組

家庭訪問や障害福祉サービスの提供について今後も充実を図るとともに、児童デイサービスセンターにおける療育教室や学童保育の障害児への対応等の充実に努めます。

また、発達障害者支援センターにおいては、発見が困難な発達障害についての理解と協力について市民への周知を図るとともに、乳幼児から成人に至る各ライフステージにおける相談・支援体制を強化します。

協働の取組

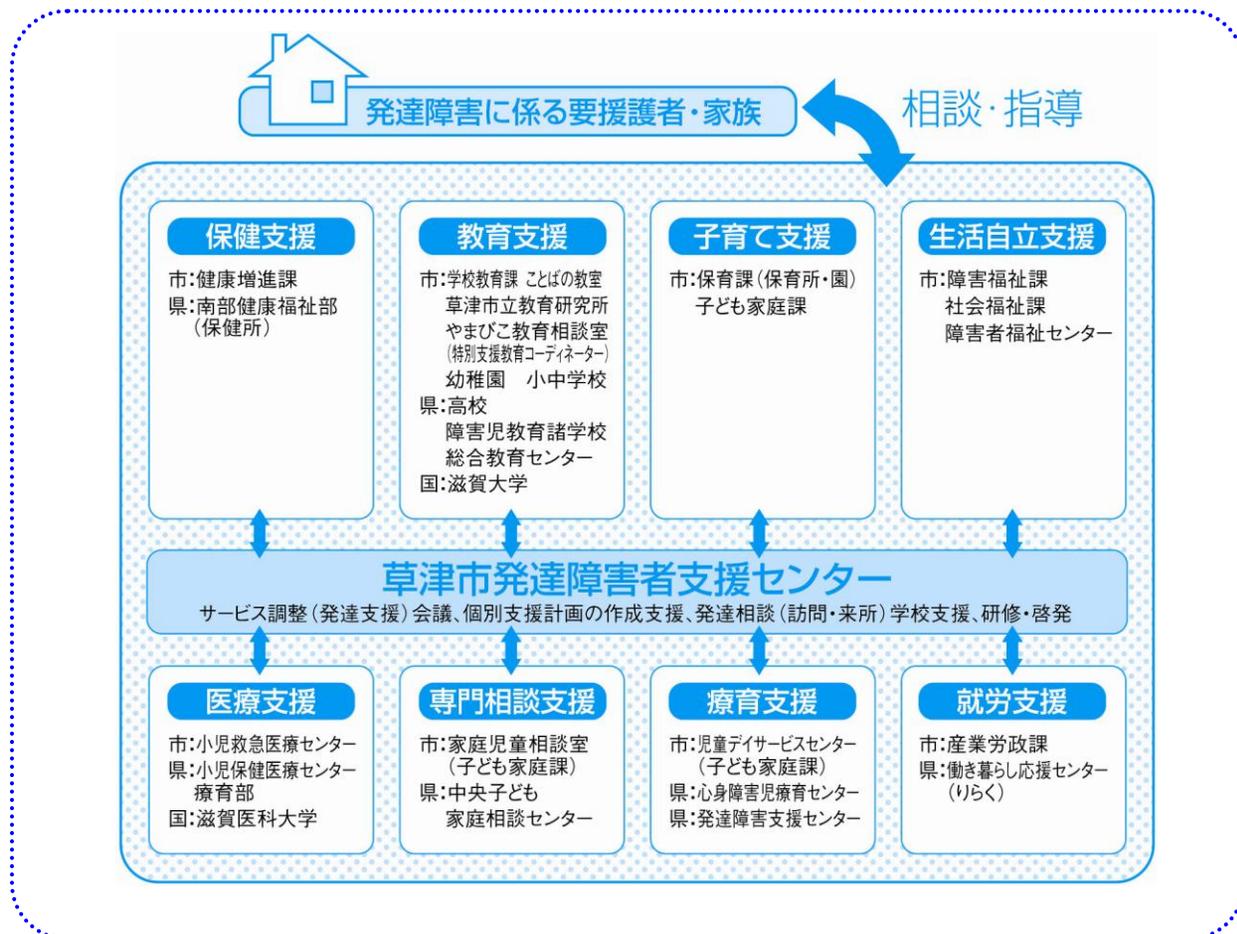
市民	保育所・幼稚園・学校	行政
障害等への理解と助けあい	関係機関との連携	施策の計画・実施

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
31	推進事業	家庭訪問等における相談の実施	相談件数	244件	推進	健康増進課 障害福祉課
32	推進事業	心身障害児放課後対策(学童保育)の充実	利用者数	37人	40人	保育課
33	推進事業	障害者等日中一時支援事業の充実	1日の受け入れ可能人数	平日25人 夏休55人	平日30人 夏休75人	障害福祉課
34	推進事業	ホームヘルプ等日常生活への支援	利用者数	140人	190人	障害福祉課
35	推進事業	ファミリー・サポート・センター障害児利用の充実	依頼会員	22人	50人	子ども家庭課
36	推進事業	発達障害者支援センターの充実	認知度	33.2%	50%	子ども家庭課
37	推進事業	児童デイサービスセンターの充実	定員数	40人	60人	子ども家庭課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

■発達障害者支援センターイメージ図



(2) 不登校、引きこもりなどの問題を抱える子どもたちの支援

現 状

電話相談や巡回相談を実施し、学校の教育相談と連携を図るなど、児童へのかかわりだけでなく、保護者にも教育相談を継続的に実施しています。また、「やまびこ教育相談室」と「適応指導教室」が連携し、児童や保護者に対応しながら、学校との連携を図っており、小中学校での「やまびこ教育相談室」や「適応指導教室」の認知度は比較的高くなっています。しかしながら、市民の認知度は十分ではなく、不登校傾向などの問題が生じはじめた初期段階で、活用できる体制を構築する必要があります。

今後の取組

今後も関係機関と連携を図り、情報の共有や方針の確認などを行いながら、個別支援を行う体制を構築する必要があります。また、「やまびこ教育相談室」や「適応指導教室」の活用拡大に向け、広報等の周知徹底を図るほか、就学前児童など、できるだけ早い時期からの対応をめざし、教職員や保護者に対する教育相談を充実します。

協働の取組

市民	学校	行政
各事業や教室への理解	関係機関と連携強化	施策の計画・実施

主な事業

事業 NO	前期からの 方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
38	推進事業	適応指導教室の充実	通級児童 生徒の学校 復帰率	37.5%	50%	学校教育課
39	推進事業	やまびこ教育相談室の充実	来室相談 電話相談 巡回要請訪問	371件 312件 263件	推進	学校教育課
40	推進事業	不登校児童生徒支援の推進	30日以上欠席 (小中学生)	135人	110人	学校教育課

基本施策6 児童虐待の防止

児童虐待防止に向け、通報・相談体制の充実を図るとともに、関係機関によるネットワークを整備し、防止・早期発見・支援といった一連の対応への体制強化を推進します。

(1) 児童虐待の予防、早期発見への取組

現 状

児童虐待等により社会的養護を必要としている子どもが増加するとともに、複数の問題が絡み、複雑化しているケースも見受けられることから、家庭児童相談室では相談員を増員し、学校など関係機関との連携を図りながら、虐待の予防、早期発見に努めています。

今後の取組

「すこやか訪問」など家庭訪問事業や母子保健事業などにおいて、虐待予防の視点を持ち、虐待の予防・早期発見に努め、関係機関と連携を図りながら、養育支援家庭ヘルパー派遣事業などの支援を行います。

また、家庭児童相談室においては、学校・園での虐待事案に対するアセスメントやプランニングを適切に行うなど、「草津市要保護児童対策地域協議会」と連携し、有効な支援方法等を「滋賀県中央子ども家庭相談センター」に助言・指導を求めながら事業展開の強化を図ります。

協働の取組

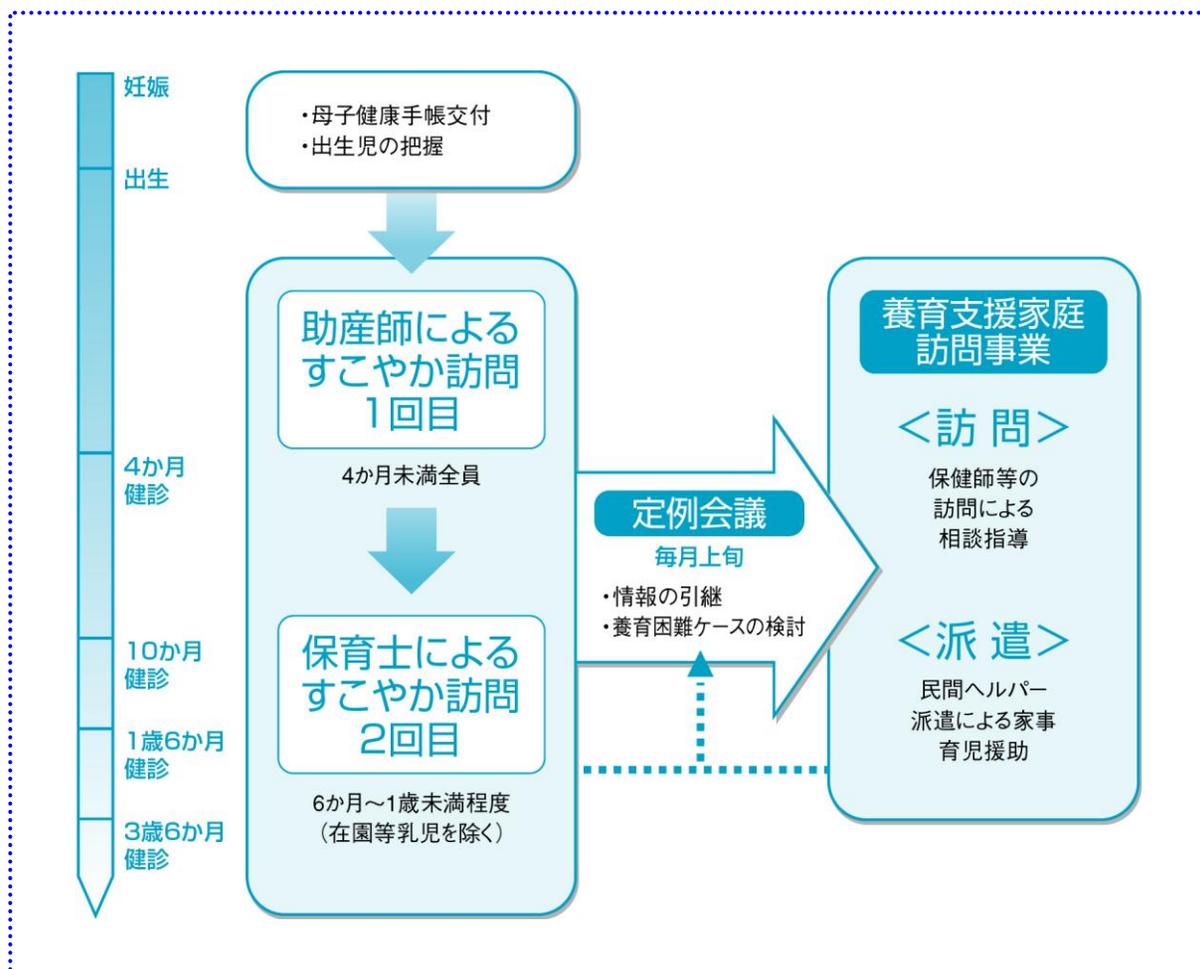
市民	保育所・幼稚園・学校	行政
虐待防止への理解と協力	行政・関係機関との連携	児童虐待の早期発見・対応

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
41	推進事業	すこやか訪問の推進	出生数に対する訪問率	87.5%	95%	健康増進課 子ども家庭課
42	継続事業	要保護児童対策地域協議会	開催数	6回	6回	子ども家庭課
43	推進事業	児童虐待防止に関する啓発の推進	事業数	9事業	12事業	子ども家庭課
44	推進事業	家庭児童相談室の充実	認知度	39.2%	60%	子ども家庭課
45	新規事業	養育支援家庭ヘルパー派遣事業	派遣世帯数	*****	10世帯	子ども家庭課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

■すこやか訪問のフロー図



(2) 関係機関との連携強化

現 状

児童虐待は、その家庭が抱えるさまざまな問題が複雑に絡みあって発生する場合や、周囲の援助に拒否的な事例も多く、一つの機関だけですべての問題に対応することは困難であることから、関係機関が連携し、多面的なアプローチが必要となっています。

関係機関との会議で情報の共有を行い、個別ケース会議で支援の方向性の検討を行っていますが、さらなる連携を密にしていくことが必要となっています。

今後の取組

問題が複雑な家庭などは、今後も関係機関と連携を図りながら、虐待の早期発見や迅速な対応を行っていくとともに、複雑、多様化する問題に適切かつ迅速に対応するために、職員の専門性の向上を図ります。

また、各校・園での虐待対応窓口や担当者を明確にし、各関係機関、特に「滋賀県中央子ども家庭相談センター」との実効性のある連携が図れるよう、本市（家庭児童相談室）が協議会の調整機関として機能するよう強化を図ります。

協働の取組

学校・医療等関係機関	行政
行政との連携	関係機関との調整機能強化

主な事業

事業 NO	前期からの 方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
44 (再)	推進事業	家庭児童相談室の充実	相談件数	265件	300件	子ども家庭課
41 (再)	推進事業	すこやか訪問の推進	出生数に対する訪問率	87.5%	95%	健康増進課 子ども家庭課
42 (再)	継続事業	要保護児童対策地域協議会	開催数	6回	6回	子ども家庭課
46	継続事業	養育支援家庭訪問事業	訪問回数 (延べ)	454回	500回	健康増進課 子ども家庭課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

基本施策7 青少年健全育成

青少年の健全育成と非行防止を進めるため、関係機関と連携を強化するとともに、青少年活動の支援、非行少年などの立ち直り支援等、青少年が地域社会の中で自立し、健やかに成長できる取組を推進します。また、学校や地域、NPO 活動団体等の取組を通して、子どもたちの心と体へのケアを充実し、健康に過ごすことができるよう、地域環境の充実に努めます。

(1) 青少年の健全な育ちへの支援

現 状

インターネットの普及に伴い、これに起因する非行行動や犯罪が社会問題となっています。児童生徒がこれらの問題に巻き込まれないよう、また自らの意思で有害な環境を取り除けるよう、関係機関との連携を図りながら有害情報などに関する学習機会の充実に努めています。

今後の取組

引き続き関係機関との連携を図りながら、青少年に有害な環境を取り除き、健全な育ち及び立ち直りをめざす青少年を支援します。

また、さまざまな生徒指導関連事案へ適切かつ迅速に対応するため、実効性のある生徒指導の推進に向けた人的配置を行います。

協働の取組

地域	市民	学校	行政
非行防止や立ち直りへの理解・協力	家庭教育の充実	生徒指導の充実	非行防止や立ち直り支援施策の計画・実施

主な事業

事業 NO	前期から の方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
47	推進事業	出会い系サイトやインターネットによる有害情報の危険性の啓発	啓発活動	実施	推進	生涯学習スポーツ課
48	推進事業	喫煙、飲酒、薬物等の害についての学習の推進	啓発活動	実施	推進	生涯学習スポーツ課



(2) 青少年の主体的な活動支援

現 状

成人式典「20歳のつどい」や「KOK（草津音楽甲子園）」事業については、青少年自らが参加する実行委員会が事業内容や当日の運営を行っており、自主的な活動につながっています。しかしながら、実行委員会への積極的な応募が少ない状況です。

今後の取組

今後も青少年自身の発案により、主体的な取組を行う中で、活動の喜びや達成感を学ぶとともに、地域の人々との交流が深まるよう、青少年の活動支援を行います。

また、担い手の育成も必要となっており、多くの青少年に興味を持ってもらえるよう、個々の事業の趣旨や内容だけでなく、事業の達成感もあわせて情報発信を行います。

協働の取組

市民	学校	行政
イベント・式典への協力	イベント・式典への協力	事業の実施・啓発

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
49	継続事業	KOK（くさつ音楽甲子園）事業の推進	実行委員	6人	10人	生涯学習スポーツ課
50	継続事業	成人式典「20歳のつどい」	実行委員	34人	36人	生涯学習スポーツ課

(3) 相談・カウンセリングの充実

現 状

スクールカウンセラー、中学生保護者支援員の機能を活かした相談体制の充実を図っています。また、学校における教育相談体制が整備され、学級担任をはじめ、教育相談にかかわる教員の教育相談活動が活発に展開されています。

今後の取組

学校における教育相談体制が整備される中、児童生徒を多面的に捉え、支援の方向性を探るなど、具体的な取組を展開することにより、子どもを取り巻くさまざまな状況を各学校が把握し、有機的な連携に結びつけるなど、適切な指導が行える体制づくりを構築します。

また、ニーズ調査において、民間団体の電話相談のニーズが低くなっていることから、NPO 団体との具体的な連携体制の構築を図ります。

協働の取組

学校	団体（NPO等）	行政
子どもを取り巻く状況の把握	相談・カウンセリング等の実施	関係団体との連携強化

主な事業

事業 NO	前期からの 方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
51	推進事業	スクールカウンセラー相談事業の充実	事案減による相談減	500件	300件	学校教育課
52	推進事業	非行少年等立ち直り支援事業「あすくる草津」の充実	啓発による相談増	423件	500件	生涯学習スポーツ課

2. すこやか 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

基本施策1 妊娠・出産への支援

妊娠期から出産までの間で、妊婦とその家族が妊娠・出産に必要な知識を習得できるよう、各種情報の提供や啓発を推進するとともに、妊娠・出産時の医療費などの経済的負担の軽減を図ります。

現 状

妊娠・出産期の支援として、母子健康手帳交付時や各種母子健康教室の中で、妊娠時における母子の健康保持増進や、妊娠・出産・育児に関する情報伝達、不安解消を図っています。また、受動喫煙の影響など、配偶者や家族に対しても、妊娠期から出産における正確な情報提供と啓発を行っています。

今後の取組

両親学級での子育て体験教室においては、土曜日に開催したことで参加しやすくなり、情報交換や出産後の子育て仲間をつくる機会にもなっています。

今後も妊婦だけでなく配偶者やその家族が妊娠期から出産までの間、妊婦の健康管理に気遣うことができるよう、情報提供及び啓発等を積極的に行います。また、妊婦が気軽に地域での交流機会が育めるよう、子育て体験教室の開催について創意工夫を行うとともに、母子健康手帳交付時の個別相談の充実を図ります。

協働の取組

市民（子育て家庭）	行政
妊娠・出産に関する知識の習得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診、相談体制の充実 ・ 情報提供の充実

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
53	継続事業	妊婦健診費の助成	適正な健診受診回数割合	82.5%	85%	健康増進課
54	推進事業	子育て体験教室の充実	出産・子育ての心配が減少した割合	75.9%	85%	健康増進課
55	継続事業	出産育児一時金の支給	対象者支給率	100%	100%	保険年金課

基本施策2 子どもと家族の健康な生活への支援

乳幼児期から発達段階に応じた各種事業の充実を図り、子どもと家族の健康保持増進に努めます。また、子どもの健康を守る中で、感染症や不慮の事故に遭わないよう、情報提供の充実や啓発の徹底を行います。

(1) 子どもと家族の健康保持・増進への支援

現 状

乳幼児健診については、4か月健診は医療機関に委託し、10か月健診・1歳6か月健診・3歳6か月健診は集団健診を実施しています。

健診を受診していない家庭は、何らかの問題を抱えている可能性もあり、未受診者に対するフォローが重要になります。

そのため、訪問指導については、平成20年度より、生後4か月までの乳児がいる家庭には助産師が、生後6か月頃の乳児がいる家庭には保育士が訪問する「すこやか訪問事業」を開始しました。

今後の取組

訪問指導（すこやか訪問）については今後も育児ストレスが高く、虐待リスクの高い出生後間もない家庭の状況把握に努め、支援の必要な家庭については、関係機関と連携を図りながら支援を行っていきます。

乳幼児健診においては、子どもと家族の健康の保持増進を継続して支援していくとともに、健康な食生活への啓発機会として取り組みます。

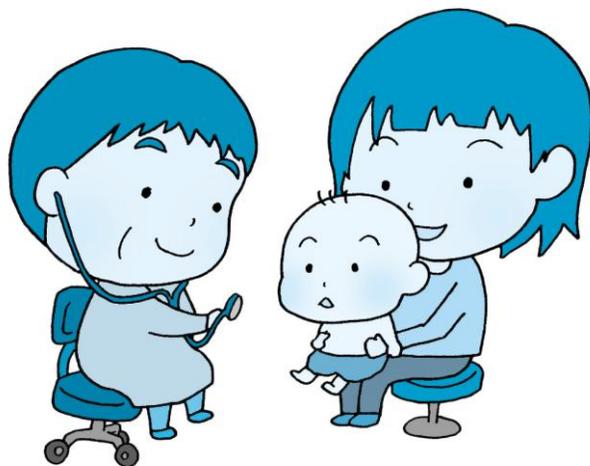
また、健診をきっかけに歯科意識の向上を図るとともに、保護者の口腔疾患予防対策として歯周病予防の啓発を行います。

協働の取組

市民（子育て家庭）	医療機関	行政
健診等の積極的な受診	行政等関係機関との連携	・健診、訪問体制の充実 ・情報提供の充実

主な事業

事業 NO	前期から の方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
56	継続事業	乳幼児健診の実施	受診率	92.8%	95%	健康増進課
57	継続事業	保育所(園)、幼稚園、学校での健診の充実	受診率	99%	100%	学務課 保育課
41 (再)	推進事業	すこやか訪問の推進	出生数に対する訪問率	87.5%	95%	健康増進課 子ども家庭課
58	推進事業	離乳食レストランの充実	離乳食の心配が軽減した割合	99%	100%	健康増進課
46 (再)	継続事業	養育支援家庭訪問事業	訪問回数(延べ)	454回	500回	健康増進課 子ども家庭課



(2) 子どもの心と体へのケア

現 状

家庭児童相談室やスクールカウンセラーなど、相談体制の充実を図ってきました。
また、学校保健事業として小中学校の保健分野の指導を通して、心身の発達に応じた豊かな成長を願い、自他を大切に思う心情や態度の育成に努めています。

今後の取組

相談体制については、今後 NPO などの活動団体との連携やスクールカウンセラーの相談機能の充実を図ります。
学校保健事業については、学校保健委員会や学級懇談会など、保護者や PTA、学校医等との連携を密にし、子どもたちの実態に応じた指導や話題提供、啓発に努めます。

協働の取組

市民（子育て家庭）	学校	行政
子どもの行動観察	家庭・PTA・行政との連携	・健診、訪問体制の充実 ・情報提供の充実

主な事業

事業 NO	前期からの 方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
44 (再)	推進事業	家庭児童相談室の充実	相談員	5人	6人	子ども家庭課
59	推進事業	思春期保健対策の充実	研修会・ 懇談会等 開催回数	1回	2回	学務課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

(3) 感染症予防や不慮の事故の防止

現 状

ポリオ[ワクチン]の予防接種については集団接種を行うとともに、麻しん風しん混合等については個別接種を行い、感染症予防に努めています。

また、すこやか手帳交付時や乳幼児健診時にパンフレットなどを配布するほか、乳幼児健診の待ち時間に閲覧できるよう、パネル展示をするなど、情報提供のあり方について工夫を行っています。

今後の取組

今後も感染症予防に向けた予防接種を行うとともに、情報提供のために、乳幼児健診などで引き続きパンフレットなどを配布します。また、情報提供だけでなく、気軽に相談できるような取組を進めます。

さらに、子どもが不慮の事故に遭わないよう、情報発信や啓発活動を推進します。

協働の取組

市民（子育て家庭）	医療機関	行政
感染症や事故防止に関する情報収集	学校・行政との連携	・健診、予防接種体制の充実 ・情報提供の充実

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
60	継続事業	予防接種の充実	接種率	73.7%	80%	健康増進課
61	継続事業	子どもの事故防止に向けた啓発や情報提供	啓発活動	乳幼児健診等で実施	乳幼児健診等で実施	健康増進課

基本施策3 健康な心身を育てる食育の推進

家庭における乳幼児期からの食に関する正しい食習慣の指導や情報提供を推進するとともに、保育所や幼稚園、学校等における食環境の充実を図ります。

現 状

食育については、乳幼児健診などで啓発を行い、心身の成長における食の大切さを学ぶ機会を創出しています。さらに、乳幼児健診で栄養士による栄養相談を実施したり、健康推進員が離乳食教室を実施するなど食育推進活動を行っていますが、どのような場面でも食育に対して、高い意識を持つことができる仕組みづくりが重要です。

今後の取組

乳幼児の保護者に栄養相談や教室を実施し、乳幼児期からの正しい食習慣づくりを行うとともに、食事に対する不安の軽減を図ります。

また、離乳食教室の運営などについては、健康推進員と連携しながら食育について取り組んでいきます。

協働の取組

市民（子育て家庭）	保育所・幼稚園・学校	行政
食育の実践	食育の推進	栄養相談や教室の実施

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
62	新規事業	食育推進計画の推進	食育に関心を持っている人の割合	*****	90%以上	健康増進課
63	推進事業	栄養相談の実施	啓発活動	実施	推進	健康増進課
64	継続事業	菜園活動などを通じた食に関する指導の充実	活動回数	12回	12回	保育課

基本施策4 小児医療の充実

小児医療の充実に向けて、医療機関との連携や情報提供を図るとともに、身近なかかりつけ医を持てる環境づくりを進めます。

現 状

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりとして、平成18年4月より開設した「草津市小児救急医療センター」は、開設当初の利用見込者数を大幅に上回り、平成20年度の利用者総数は18,714人、一日あたり平均51人の利用者がありましたが、その一方で、いわゆる“コンビニ受診”が問題となっており、小児科医師の負担増加と、従事医師の疲弊が懸念されています。

今後の取組

「草津市小児救急医療センター」については、適正な利用を促すための啓発などを推進し、緊急時に必要な医療が受けられる体制づくりに努めます。

また、市内の小児科等との連携を図り、情報提供に努め、安心して子育てができる医療体制の充実に取り組んでいきます。

協働の取組

市民（子育て家庭）	医療機関	行政
適正な医療機関の利用	利用しやすい診療体制の整備	医療機関との連携・情報提供

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
65	推進事業	小児救急医療センターの適正利用に向けた啓発	啓発活動	実施	推進	健康増進課
66	推進事業	市内小児科医院の情報提供	啓発活動	実施	推進	健康増進課

3. わかちあい 子育ての喜びや悩みを分かちあえる環境づくり

基本施策1 仕事と子育ての両立を支援するサービスの充実

就労形態の多様化に対応した子育てサービスを提供するとともに、「子どもの育ち」を尊重する視点に立った、保育サービス体制の充実を図ります。また、多様な子育てニーズに対応した各種サービスの提供を展開します。

また、仕事と子育ての両立を支援するため、就学児童の放課後の居場所づくりや、急な残業などにより、一時的に育児などを支援する仕組みづくりを充実していきます。

(1) 通常保育サービスの充実

現 状

女性の社会進出や経済状況の悪化に伴い、保育ニーズが高まり、待機児童が増加しています。

現在、市内の認可保育所では、0～2歳児は、概ね定員内の受入となっていますが、3歳以上児において定員を超えた受入となっています。

待機児童については平成17年度以降増加傾向にあり、今後、解消方法を検討していく必要があります。

今後の取組

今後も、市内の各所・園において、保護者の就労などにより家庭で十分に保育できない児童への保育サービスを充実するとともに、待機児童の解消に向け、児童数の将来予測やニーズを把握しながら、その対策を検討します。

また、待機児童の解消に向けた新たな取組として、保育士などの資格を持つ市民の方が自宅で保育サービスを行う「家庭的保育事業*」に取り組めます。

*家庭的保育事業とは、保育士または看護師の資格を有する家庭的保育者が、保育所と連携しながら自分の住まい等において、少数の主に3歳未満児を保育する事業です。平成12年度に、保育需要の増に対応するための応急的措置として創設されました。

協働の取組

市民	保育所	行政
家庭的保育への参画	保育内容の充実	待機児童の解消

事業名

事業 NO	前期から の方向性	主な事業	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
67	推進事業	待機児童の解消	待機児童	44人	0人	保育課
68	新規事業	家庭的保育事業の推進	利用数	*****	30人	保育課
69	推進事業	通常保育事業の充実	定員数	2,170人	2,380人	保育課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

(2) 多様な保育サービスの充実

現 状

仕事と子育てを両立するにあたって、就労時に子どもを安心して預けられることは最も重要な条件であり、その受け皿となる保育サービスは必要不可欠なものです。

これまで、延長保育の充実を図るほか、病後児保育、一時保育、ファミリー・サポート・センター等、各種サービスを展開してきましたが、年々利用者は増加傾向にあることから、さらに充実したサービスの提供が必要となっています。

今後の取組

今後も、仕事と子育ての両立をサポートしていくため、保護者のニーズに応じた多様な保育サービスを展開します。特に長時間にわたり就労している保護者の保育ニーズに対応するため、延長保育の充実や、保育ニーズの多様化に対応し、病後児保育、一時保育、ファミリー・サポート・センター等、柔軟な保育サービスの供給体制の充実を図ります。

協働の取組

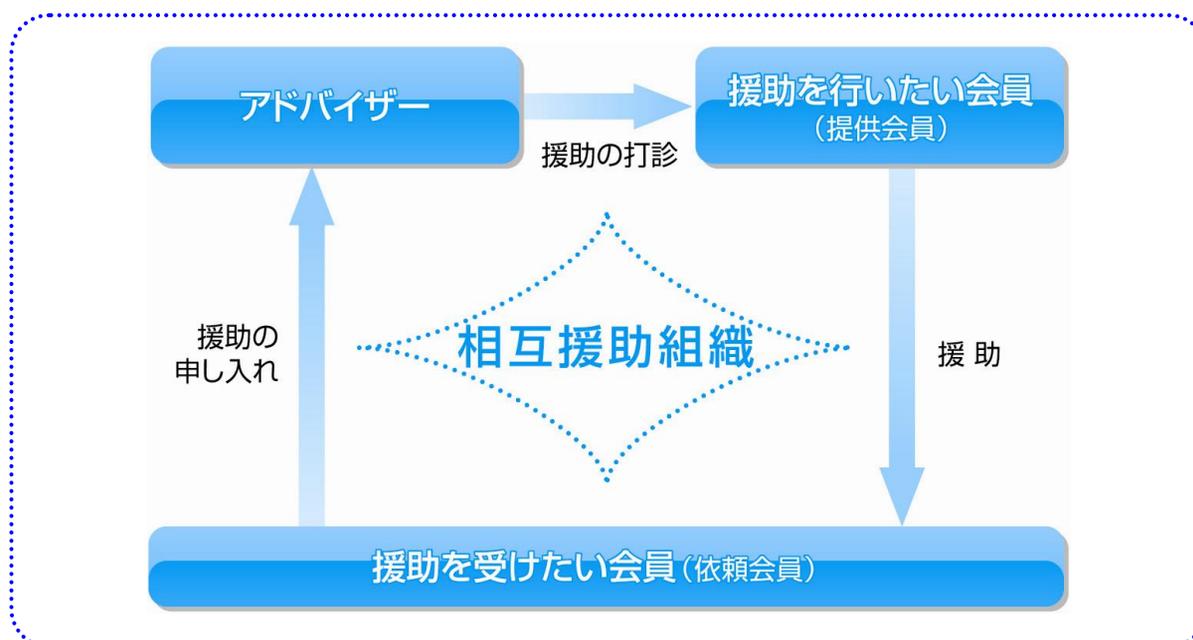
市民	保育所	行政
ファミリー・サポート・センターへの登録	保育内容の充実	多様な保育サービスの充実

主な事業

事業 NO	前期からの 方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
70	推進事業	延長保育事業の充実	か所数	18 か所	19 か所	保育課
71	推進事業	休日保育事業の充実	か所数	1 か所	2 か所	保育課
72	推進事業	一時保育事業の充実	か所数	5 か所	6 か所	保育課
73	継続事業	病後児保育事業の充実	か所数	1 か所	1 か所	保育課
74	新規事業	ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実	か所数	*****	1 か所	子ども家庭課
75	推進事業	ファミリー・サポート・センター事業の推進	活動件数	2,929 件	4,000 件	子ども家庭課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

■ファミリー・サポート・センターイメージ図



(3) 放課後児童対策の充実

現 状

就学児童を持つ家庭の仕事と子育ての両立を支援するため、放課後児童育成クラブの充実を図っています。

これまで新たな専用施設の整備などを進めてきましたが、地域によってはニーズ量に定員数が追いつかない状況が発生しています。

今後の取組

放課後児童育成クラブの定員増に向け、各地域のニーズを把握しながら施設整備などを推進します。

また、保護者の急な残業や用事に対応するための支援として、ファミリー・サポート・センターの活用について、市民への周知など情報提供に努めます。

協働の取組

団体（社会福祉法人等）	行政
放課後児童育成クラブの運営	放課後児童育成クラブの定員増

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
76	推進事業	放課後児童健全育成事業の充実	定員数	810人	970人	保育課
75(再)	推進事業	ファミリー・サポート・センター事業の推進	依頼会員数	397人	600人	子ども家庭課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

基本施策2 親育ちを支援するサービスの充実

親子の「共育ち」を支援するため、子育てに関する学習機会の提供や子育て仲間が集い交流できる環境づくりを推進します。

また、「地域協働合校」の実践を通して、子どもと大人がともに学び育つ地域参画型社会の実現をめざします。

(1) 総合子育て支援センター機能の整備

現 状

核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育てにおける保護者の負担が大きくなっています。

現在、市内2か所の保育所・園で、地域子育て支援センターを展開し、親子が集える場や相談機会の提供に努めています。

また、地域の子育てサークルやサロンなど市民の自主的な活動に対して、出前講座や研修会の開催などの支援を行っています。

しかしながら、子育てサークル・サロン等関係団体との意見交換では、情報提供の充実や支援の充実を求める意見が多くありました。

今後の取組

市内で実施されている子育て支援サービスや情報提供、子育てサークル・サロン等の市民活動への支援などを総合的に取り扱う機能を有し、あわせて子育て親子の集いの場や相談機能を持った総合拠点として、総合子育て支援センター機能の整備を推進します。

総合子育て支援センターでは、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談業務等、子育て中の保護者への支援とともに、子育てサークルなどの市民活動団体への支援として、活動場所の調整やリーダー育成研修などの実施を図ります。

協働の取組

市民（子育て家庭）	関係団体	行政
子育て支援センターの利用	子育て支援センターとの連携	子育て支援センターの機能充実

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
77	新規事業	総合子育て支援センター機能の整備	利用者数	*****	20,000人	子ども家庭課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

■草津市総合子育て支援センター概要イメージ図



(2) 子どもと大人が共に学び育つ環境づくり

現 状

「地域協働合校」については、事業開始以来 10 年が経過し、地域活動に子どもと大人が積極的に取り組み、「地域が子どもを見守り育てる」といった意識が定着してきました。

また、特に市民センター（公民館）事業については、家庭教育力向上のための啓発活動や企業・大学・文化施設等との連携による親子体験活動などを推進しています。

しかしながら、参加者の固定化や事業展開に大人が深くかかわりすぎるといった課題が見えてきました。

今後の取組

「地域協働合校」については、今後も引き続き企業・大学・文化施設等を巻き込んで、子どもと大人の協働を展開するとともに、市民への啓発に努めます。

また、「こどもエコクラブ」については、登録クラブの大半が学校関連である現状を受け、家族や地域からの登録を促進するための啓発活動に努めます。

さらに、「すこやか訪問」において絵本の読み聞かせを行い、あわせて絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」により、保護者が子育ての楽しさを体験できる環境づくりに努めます。

協働の取組

市民（子育て家庭）	学校・公民館	行政
「地域協働合校」や「こどもエコクラブ」への参加	「地域協働合校」の実施	「共育ち」の実践に向けての事業計画・実施

主な事業

事業 NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
1 (再)	推進事業	地域協働合校の推進	事業参加者 (延べ)	17 万人	18.5 万人	生涯学習スポーツ課
12 (再)	推進事業	こどもエコクラブの充実	登録人数	1,900 人	2,200 人	環境課
78	新規事業	ブックスタート事業	絵本配布 件数	*****	対象家庭全数	子ども家庭課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

(3) 子育て仲間との出会いの場の提供

現 状

身近なところに子育てを支えてくれる人がいないという家庭が増え、子育ての孤立化は深刻な問題となっています。特に幼稚園や保育所に通わない家庭においては、日中の親子の居場所を確保する必要があります。

本市では現在、さわやか保健センターで「つどいの広場」事業を展開していますが、市内に1か所しかないため、利用者の大半は近隣の方となっています。

「つどいの広場」などの子育て拠点施設を各地域に整備することが求められています。

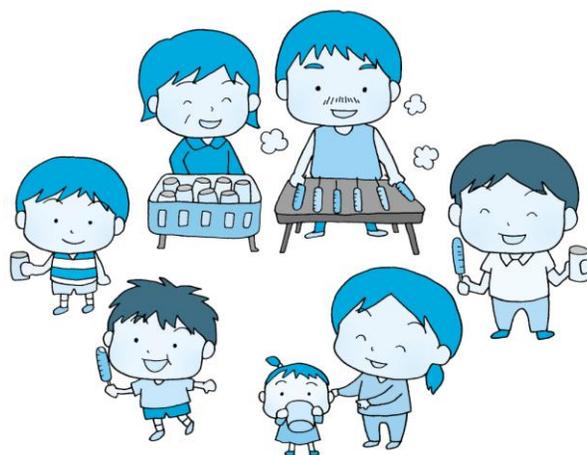
今後の取組

気軽に親子が集える場、子育てに関する相談や情報収集ができる場としての拠点施設である「つどいの広場」や「地域子育て支援センター」を市内各所に順次配置していきます。

また、従来から実施しております、子育て体験教室など出会いの場、仲間づくりの場を今後とも推進します。

協働の取組

市民（子育て家庭）	関係団体等	行政
子育て拠点施設や教室の利用	子育て拠点施設の運営・連携	<ul style="list-style-type: none"> 子育て拠点施設の充実 各種教室等出会いの場の提供



主な事業

事業 NO	前期からの 方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
79 (再)	推進事業	つどいの広場整備事業	か所数	1 か所	3 か所	子ども家庭課
80 (再)	推進事業	地域子育て支援センター整備 事業	か所数	2 か所	3 か所	子ども家庭課
54 (再)	継続事業	子育て体験教室の充実	出産・子育ての不安が軽減した割合	75.9%	85%	健康増進課
81	推進事業	ツインズ・フレンズの充実	子育ての不安が軽減した割合	83%	90%	健康増進課
82	推進事業	健康相談の実施	啓発活動	実施	推進	健康増進課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

■つどいの広場



(4) 子育てに関する相談や学習機会の充実

現 状

子育てに関する相談や学習機会の提供については、地域子育て支援センターやつどいの広場で実施していますが、今後支援体制の充実をさらに推進する必要があります。

また、すこやか訪問事業では、福祉医療費受給券申請時に訪問の受付をすることにより、ほぼ出生全数の状況を把握することが可能となっていますが、第2子以降のため訪問を断られたり、事前連絡が取れずに訪問できないケースがあるなど、全数訪問までには至っていません。

今後の取組

地域子育て支援センターにおける相談・学習体制の充実を図るとともに、「すこやか訪問」については、全数訪問に向け事業の推進に努めるとともに、各種教室を積極的に開催し、子育てに関する学習機会の充実に努めます。

また、家庭児童相談室の周知啓発に努め、利用しやすい相談体制の構築を図ります。

協働の取組

市民（子育て家庭）	関係機関	行政
訪問事業の利用と各種教室への参加	訪問事業との連携	訪問事業の強化と学習機会の充実

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
83	推進事業	地域子育て支援センターの充実	認知度	70%	90%	子ども家庭課
44(再)	推進事業	家庭児童相談室の充実	認知度	39.2%	60%	子ども家庭課
41(再)	推進事業	すこやか訪問の推進	出生数に対する訪問率	87.5%	95%	健康増進課 子ども家庭課
54(再)	推進事業	子育て体験教室の充実	認知度	71.8%	85%	健康増進課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

(5) 子育て支援サービスの充実

現 状

「地域子育て支援センター」や「つどいの広場」、「ファミリー・サポート・センター」など、子育て支援サービスの充実に努めていますが、それぞれの事業の連携が図れているとはいえない状況です。

また、それぞれのサービスについて、市民の認知度を上げるための広報・啓発等情報発信の手法などを検討する必要があります。

今後の取組

各種子育て支援サービスの内容などの充実に図るとともに、サービスの内容や利用方法などについて、わかりやすいホームページやパンフレットの作成など情報発信の手法の向上に努めます。

また、総合子育て支援センター機能を整備し、同センターが中心となって、各サービスの連携を図ります。

協働の取組

市民（子育て家庭）	関係団体等	行政
子育て支援サービスの利用	子育て支援サービスの運営	・子育て支援サービスの充実 ・情報提供の充実

主な事業

事業 NO	前期からの 方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
77 (再)	新規事業	総合子育て支援センター機能の整備	整備進捗	*****	100%	子ども家庭課
75 (再)	推進事業	ファミリー・サポート・センター事業の推進	認知度	58.8%	70%	子ども家庭課
83 (再)	推進事業	地域子育て支援センターの充実	認知度	70%	90%	子ども家庭課
84	推進事業	子育て支援サービスに関する情報提供の充実	専用HP	未実施	運用	子ども家庭課
85	推進事業	つどいの広場運営事業の充実	認知度	54.7%	70%	子ども家庭課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

基本施策3 地域における子育て支援ネットワークづくり

子育て支援にかかわる市民活動団体をサポートするなど、地域における子育て支援のネットワークを強化します。

(1) 子育てサークル・サロン等の活動支援

現 状

子育てサロンや子育てサークルなど、地域での市民の自主的な活動が活発に展開されています。しかしながら、活動場所の確保や各種講座の手配、運営にかかわる人材の育成などが困難な状況にあり、これらの問題を解決するための支援が求められています。

また、転入者が多い本市においては、転入後に子育て支援についての行政の施策や地域での活動の情報が得難いという声もあります。

今後の取組

総合子育て支援センター機能を整備し、子育てサロンやサークルの活動を支援する体制を強化します。例えば、サークル活動に補助金を交付するとともに、活動場所の紹介や手配、出前講座の充実、保育士や保健師を派遣しての人材育成などに努めます。

また、子育てに関する施策や地域の活動などの情報を集約し、だれもが等しく子育て情報を得られる仕組みをつくります。

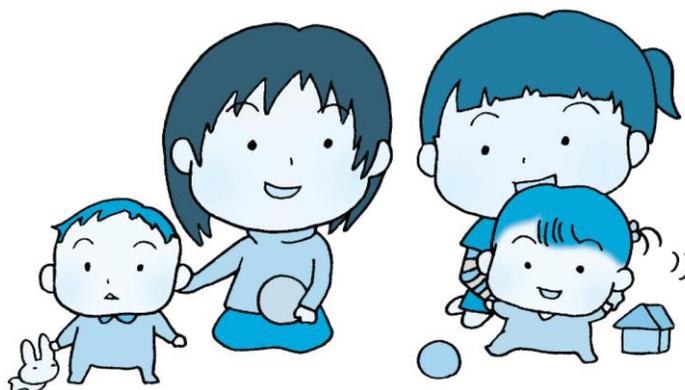
協働の取組

市民	団体（市民活動）	行政
サークル等への積極的な参加	子育て支援センターとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・サークル等の活動への支援 ・子育て情報の提供

主な事業

事業 NO	前期から の方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
77 (再)	新規事業	総合子育て支援センター機能 の整備	登録団体	*****	50 団体	子ども家庭課
86	新規事業	子育てサークルバックアップ 事業	助成団体数	*****	50 団体	子ども家庭課
83 (再)	推進事業	地域子育て支援センターの 充実	認知度	70%	90%	子ども家庭課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業



(2) 子育て関係団体との連携強化

現 状

市主催の行事において、NPO や市民活動団体と連携し事業の推進を図るとともに、関係団体によるコミュニティ情報の発信について支援を行っています。

また、地域子育て支援センターでは、地域の子育てサークルやサロンの活動を支援するため、出前講座やサークルリーダー研修会の開催を行っています。

今後の取組

市内の子育てサークルやサロンなど市民の自主的な活動の支援を充実するため、地域子育て支援センターの充実に努めます。

また、市主催のイベントなどについては、引き続き多くの団体の参画を図り、行政と市民活動団体との連携が強化できる環境づくりに努めます。

協働の取組

市民	団体（市民活動）	行政
サークル等への積極的な参加	サークル等の運営	・サークル等の活動への支援 ・子育て情報提供

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
87	推進事業	市主催行事等における NPO 活動団体等の活動機会の提供	提供団体数	48 団体	60 団体	まちづくり協働課
88	推進事業	932 情報ネット運営補助事業	HPアクセス件数	1,200 件	2,000 件	まちづくり協働課
83 (再)	推進事業	地域子育て支援センターの充実	認知度	70%	90%	子ども家庭課
86 (再)	新規事業	子育てサークルバックアップ事業	助成団体数	*****	50 団体	子ども家庭課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

基本施策4 子育てに関する情報提供の充実

各種の情報媒体を通じ、子育てに関する情報提供の充実を図るとともに、乳幼児期から成人に至る総合子育て支援情報を取りまとめて発信します。

(1) 子育て情報の一元化と発信の仕組みづくり

現 状

子育て情報については、ホームページや広報・パンフレット等により情報提供に努めています。また、予防接種と乳幼児健診情報については、登録者を対象にEメールを配信しています。

しかしながら、各事業や情報の所管部署がそれぞれの方法で情報提供を行っているため、情報の一元化など、わかりやすい情報提供が望まれています。

今後の取組

行政が実施する子育て支援施策の情報を一元化するとともに、子育てサークルやサロン、NPO法人等の活動情報も取り入れ、子育て専門のHPの立ち上げや、総合子育て支援センターにおける総合的な情報提供を推進します。

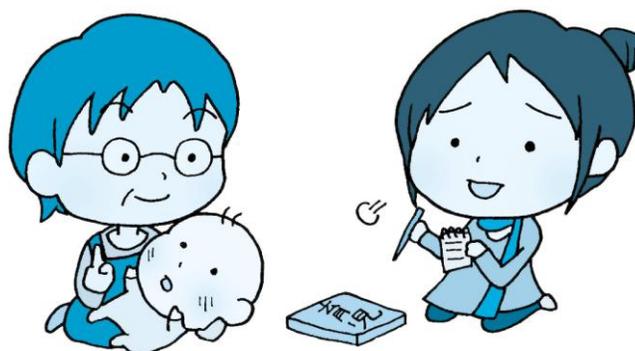
協働の取組

市民（子育て家庭）	団体（市民活動等）	行政
子育て情報の収集と有効利用	家庭・行政との連携	情報提供の充実

主な事業

事業 NO	前期から の方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
77 (再)	新規事業	総合子育て支援センター機能 の整備	整備進捗	*****	100%	子ども家庭課
84 (再)	推進事業	子育て支援サービスに関する 情報提供の充実	専用HP	未実施	運用	子ども家庭課
89	推進事業	健康づくり情報「いくくるメ ール」自動配信	登録数	341件	450件	健康増進課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業



(2) 家庭の教育力を高めるための情報提供の充実

現 状

家庭教育学級については、小・中学校の PTA に事業委託し、家庭教育力の向上のための学習などを行っています。

また、さまざまな角度から家庭教育力の向上に向けた「家庭教育ほっと&ホット交流会」を開催し、子どもたちの教育の課題等を講演会やディスカッションを通して学習する機会を設けました。さらに、参観日など、保護者が保育所(園)・幼稚園に訪れる機会を捉えて、職員や外部講師による子育てのあり方や、子どもへのかかわり方についての講座を開催しており、保護者の不安や悩みに応える機会を設けています。

今後の取組

今後もさまざまな学習機会を提供しながら情報提供に努めていきますが、参加者の固定化や大半が女性の参加となっていることが課題となっており、保護者のニーズを把握するとともに、参加しやすい学習機会の工夫が必要です。

その中で、「出前講座」などの事業協力や教材の提供及び講師の紹介など、事業へのアドバイスを積極的に行うほか、子育てに関する懇談会や講演会を定期的を実施し、子育て講座の充実を図ります。さらに、未就園児の保護者に対しても、子育て相談や子育て講座の案内を行うなど、幅広く学習機会を提供します。

協働の取組

市民（子育て家庭）	地域	行政
家庭教育力の向上に向けた学習	地域ぐるみの子育ての実践	学習会等の開催と情報提供

主な事業

事業 NO	前期からの 方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
13 (再)	継続事業	学習機会を通じた子育て支援 情報の提供	講座・研修	10回 12回	10回 12回	学校教育課 保育課
90	継続事業	家庭教育に関する学習機会の 提供（家庭教育学級）	学習会	10回	10回	学校教育課
83 (再)	推進事業	地域子育て支援センターの 充実	認知度	70%	90%	子ども家庭課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

基本施策5 ひとり親家庭等への支援

子育てにかかる負担が大きいひとり親などの家庭について、生活支援や経済的支援などのサポート体制を充実します。また就業相談などを通して自立に向けた支援の充実を図ります。

(1) 日常生活支援の充実

現 状

ひとり親などの家庭については、育児と仕事や家事との両立が困難であることから、日常生活を支援する取組として、家事や育児について支援員を派遣する事業（県事業）を実施していますが、利用者が少ない状況です。

また、父子家庭家事援助事業についても、支援の申し込みが少ない状況です。

今後の取組

ひとり親家庭の相談にあたっては、日常生活支援に関する各制度の周知に努めていますが、利用申し込みが少ない現状を受け、周知の方法を工夫するとともに、一層の啓発推進に努めます。

また、相談や訪問などにより把握した、児童の養育が困難な家庭については、ヘルパー派遣を実施し、自立に向けた支援に取り組みます。

協働の取組

市民（民生児童委員・ひとり親福祉推進員）	行政
行政との連携	<ul style="list-style-type: none"> 支援施策の周知啓発 民生児童委員、ひとり親福祉推進員との連携

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
45(再)	新規事業	養育支援家庭ヘルパー派遣事業	派遣世帯数	*****	10世帯	子ども家庭課
91	推進事業	ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援の充実	依頼会員数	13人	50人	子ども家庭課
92	推進事業	日常生活支援事業の推進	延べ利用日数	15日	30日	子ども家庭課
93	推進事業	父子家庭家事援助事業の推進	登録者	3人	10人	子ども家庭課

(2) 自立に向けた支援の充実**現 状**

母子自立支援員を配置し、母子家庭の自立に向けた支援に取り組んでいます。
特に就業相談については、自立を促す上でも重要であることから、資格取得に向けての給付制度の活用や公共職業安定所と連携を図りながら相談業務を行っています。

今後の取組

相談件数の増加に伴う相談体制の充実を図るとともに、引き続き、自立支援に向けた就業を中心とする相談業務を推進します。

また、国・県・市の支援制度を効率的に組みあわせた支援策を関係機関の協力を得ながらコーディネートし、ひとり親家庭等の早期自立を推進します。

協働の取組

関係機関（公共職業安定所等）	行政
行政との連携	公共職業安定所等との連携

主な事業

事業 NO	前期からの 方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
94	推進事業	母子家庭等相談業務の充実	認知度	39.2%	60%	子ども家庭課
95	推進事業	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	制度周知による利用者増	1人	5人	子ども家庭課
96	推進事業	母子家庭高等技能訓練促進費	技能習得率	100%	100%	子ども家庭課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

(3) 各種助成・給付制度の充実

現 状

ひとり親家庭については、母子家庭等の児童扶養手当を支給するとともに、医療費の自己負担額助成や放課後児童育成クラブの負担金助成など各種助成事業を実施していますが、国が発表したひとり親家庭の貧困率は50%を超えており、今後さらなる対策が必要です。

今後の取組

従来から実施している各種助成制度については、今後も引き続き実施していくとともに、制度の内容などについて周知を図ります。

また、父子家庭を対象とした児童扶養手当制度を創設するとともに、DV（ドメスティック・バイオレンス）により住まいを確保する必要がある家庭等について、新たな住居に入居する際の家賃等を助成する事業に取り組みます。

主な事業

事業 NO	前期から の方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
97	新規事業	DV被害者民間賃貸住宅入居 時家賃等助成	助成件数	*****	12件	子ども家庭課
98	新規事業	父子児童扶養手当	対象者 給付率	*****	100%	子ども家庭課
99	継続事業	児童扶養手当	受給者数	616人	対象者 全件	子ども家庭課
100	継続事業	ひとり親家庭の医療費助成	助成件数 (延べ)	23,337件	対象者 全件	保険年金課
101	継続事業	児童育成クラブ保護者負担金 の減免	減免件数	99件	対象者 全件	保育課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

基本施策6 子どもの人権を守る意識づくり

子どもたちの尊い命と人権を守ることについて、市全体として理解を促進するため、子どもの権利条約などについて学び、理解するための取組を推進します。

(1) 人権学習の推進

現 状

「人権教育のための国連 10 年草津市行動計画」に基づき、子どもの人権について、毎年当該年度の実施計画の策定と前年度の実施状況の集約を行っており、人権教育に関する施策の総合的かつ効果的な推進に努めています。また、人権教育啓発推進のためのリーダー育成については、市職員を対象に研修会などを適宜実施しながら、子どもの人権を含むあらゆる人権問題に取り組んでいます。

今後の取組

「人権教育のための国連 10 年草津市行動計画」が平成 21 年をもって終了したことから、行動計画の総括を踏まえ、「子どもの権利条約」や平成 21 年度に見直しを行った「人権擁護に関する基本方針」に基づき人権学習を推進し、その中で、子どもの人権を含む人権施策を推進します。

協働の取組

市民	企業・団体	行政
子どもの人権に関する理解・尊重	子どもの人権に関する理解・尊重	研修会・啓発活動の実施

主な事業

事業 NO	前期から の方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
24 (再)	継続事業	人権・同和教育や道徳教育の推進	副教材 利用率	100%	100%	学校教育課
102	継続事業	学区・地区同和教育推進協議会等の研修会の開催	研修会	390 回	390 回	人権センター

(2) さまざまな機会を活用した人権啓発の推進

現 状

子どもの人権について、広く市民に考えてもらうために、さまざまな機会を通して啓発活動を行っています。

また、子どもの人権に関する啓発ビデオや図書を備えるほか、啓発パネル等を作成し、さまざまな機会を活用できるよう貸出しも行っていきます。

今後の取組

人権に関する研修会やフォーラム、各種媒体を通して、今後も子どもの人権をテーマに啓発活動を推進します。

また、児童虐待防止の観点から、関係機関と連携して、強化月間（11月）における啓発活動に努めます。

協働の取組

市民	企業・団体	行政
研修会等への参加	研修会等への参加	情報提供・研修体制の充実

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
103	推進事業	企業内同和教育推進事業	研修実施企業	215社	270社	産業労政課
104	推進事業	教育啓発教材「めざめ」等による啓発	「めざめ」発行部数	53,300部	58,700部	人権センター
43(再)	推進事業	児童虐待防止に関する啓発事業	事業数	9事業	12事業	子ども家庭課

※太字・網かけは、リーディングプロジェクト対象事業

基本施策7 男女がともに担う子育ての推進

子育てにおける男女共同参画の一層の推進を図るとともに、子育てと仕事を両立できる環境の整備に努めます。

現 状

男女共同参画推進条例を制定し、より積極的な取組を推進していますが、未だ性別による役割分担意識を持つ人の割合が高く、男性の子育てへの参加意識を高める取組が必要です。

また、男女共同参画社会の実現のため、仕事と子育ての両立について、事業所などへの働きかけや学習機会の提供をさらに推進する必要があります。

今後の取組

父親の子育てへのかかわりは、子どもに喜びを与えるだけでなく、母親の心身の負担や不安を軽減し、さらには地域の子育て力を高めます。

今後も、平成21年度に策定した「草津市男女共同参画推進計画」に基づき、男女がともに子育てに参加できる環境づくりを推進するため、男性を巻き込んだ啓発講座の開催や、事業所等との連携に取り組めます。

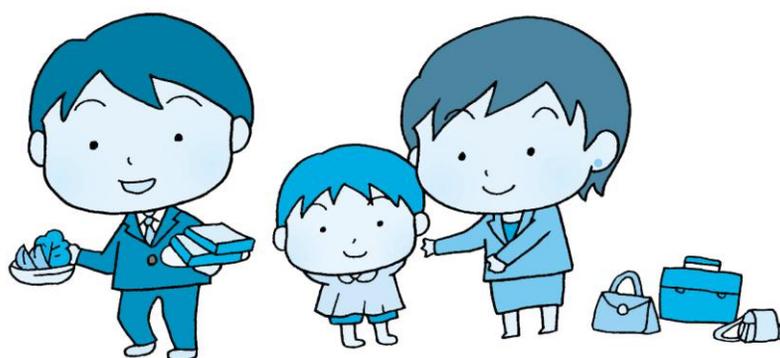
協働の取組

市民	企業・団体	行政
男女共同参画への理解	研修会やセミナーへの参加	研修会やセミナーの開催



主な事業

事業 NO	前期から の方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
54 (再)	推進事業	子育て体験教室の充実	出産・子育ての 心配が減少した 割合	75.9%	85%	健康増進課
105	推進事業	子育て世代を対象にした男女 共同参画啓発講座の開催	開催数	1回	3回	人権センター
106	継続事業	男女共同参画による子育てを 可能とする職場づくりのため の啓発	啓発企業	300社	300社	人権センター
107	推進事業	事業所等での研修機会の活用	開催企業数	215社	270社	産業労政課



基本施策8 子育てをする人の職場環境の充実

仕事と子育ての両立を実現するため、男性も含めた働きかたの見直しや、働きやすい環境づくりのために、事業所への啓発活動や保育の受入体制の充実を図っていきます。

現 状

仕事と子育てを両立する上で、職場の理解は必要不可欠です。そのため、各種企業研修会において、国などの資料を配布するなど情報提供や啓発を実施していますが、景気の低迷の影響などもあり、研修会への参加企業が限られている状況です。

また、働きやすく子育てのしやすい職場環境が確保されるためには、家庭と職場の両方における意識啓発を進めていくことが求められています。

今後の取組

育児休業や看護休業制度の導入と、制度を利用しやすい職場の雰囲気など、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう事業所などに働きかけます。

また、関係課及び関係機関との連携を強化するなど、仕事と子育ての両立支援に係る諸制度に関する情報提供や啓発を行います。

協働の取組

市民（子育て家庭）	事業所	行政
育児・看護休暇の利用	育児・看護休暇等の取得促進	仕事と子育ての両立を支援するため、企業等への働きかけ推進

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標(H26)	
108	推進事業	育児休業や子どもの看護休暇等各種制度の導入推進啓発	啓発活動	実施	推進	産業労政課
107(再)	推進事業	事業所等での研修機会の活用	開催企業数	215社	270社	産業労政課

基本施策9 子育ての経済的負担の軽減

子育てに関して家庭に係る経済的負担は、近年少子化が急速に進行している大きな原因と考えられることから、さまざまな軽減策を展開します。

現 状

経済的負担の軽減を図るために、幼稚園就園児童の保護者に対し、「保育料補助金事業」を実施し、補助金を交付しています。また、「就学援助費給付事業」では、市立小・中学校に通う児童生徒の保護者に対して就学援助費を支給しています。

今後の取組

平成22年度より実施される「子ども手当」の導入により、子育ての経済的支援は大きく改善されることとなります。

子ども手当の支給とあわせて、これまで実施してきた各種給付・助成事業を継続することにより、経済的負担の軽減をより効果的に高めるよう努めます。

主な事業

事業 NO	前期から の方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
109	新規事業	子ども手当	対象者 支給率	*****	100%	子ども家庭課
110	継続事業	乳幼児医療費の助成	助成件数 (延べ)	205,791件	対象者全件	保険年金課
111	継続事業	保育料補助金	対申請者 給付率	100%	100%	学務課
112	継続事業	就学援助費給付	給付件数	742件	781件	学務課

4. あんぜん 安全で安心して子育てできるまちづくり

基本施策1 子どもと家族が安心して外出できるまちづくり

子どもたちや家族が安心して外出できるよう、公共施設や歩道のバリアフリー化を推進するとともに、公園など安全な遊び場づくりを推進します。

現 状

歩道や公園の整備については、毎年度計画的に実施しています。

また、歩道を含めた道路の安全管理については、継続的に道路パトロールを実施しており、公園の遊具などの点検も定期的を実施しています。

しかしながら、ニーズ調査では、「通学路や子どもの遊び場の安全対策」を求める割合が高く、一層の事業推進が必要です。

今後の取組

歩道や公園の整備については、子育てバリアフリーの視点に基づき、草津駅東口のエレベーター・エスカレーター整備、ロクハ公園整備等順次事業の推進に努めます。

また、道路パトロールや遊具の点検を継続的に実施し、危険箇所の発見と早急な対応に努めます。

協働の取組

市民	行政
危険箇所の発見・通報	施設整備と維持管理

主な事業

事業 NO	前期から の方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
113	推進事業	通行者の安全確保のための歩道整備	整備率	15.1%	17.1%	道路課
114	新規事業	草津駅東口エレベーター・エスカレーター整備事業	工事進捗	*****	100%	道路課
115	継続事業	遊具の安全に関する点検監視の充実	点検率	100%	100%	公園緑地課
116	推進事業	ロクハ公園整備	事業進捗	81%	88%	公園緑地課
117	継続事業	通学路点検の充実	各学校での点検	実施	実施	学務課



基本施策2 良質な住環境づくり

子どもやその家族がゆとりを持って暮らせる住環境の確保に努めます。

現 状

開発指導要綱に基づき、開発事業については良好な土地利用及び秩序ある都市の形成、公園・広場の確保、バリアフリー新法に沿った安全で快適な住環境の確保に努めています。

また、市営住宅については、空き室があれば募集を行い、住宅困窮者への住宅の確保に努めています。

今後の取組

開発事業者に対しては開発指導要綱に基づく指導を厳格に実施し、良好な住環境の確保に努めます。

また、市営住宅についても空き室の募集を継続して実施するとともに、ひとり親家庭用の住宅を確保する等、住宅困窮者への対策を推進します。

主な事業

事業 NO	前期からの 方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
118	推進事業	良質でゆとりのある宅地開発の誘導	指導要綱協議終了率	96.7%	100%	開発調整課
119	推進事業	ライフスタイルに適した良好な住宅の供給	公営住宅戸数	75戸	151戸	建築住宅課
120	推進事業	住宅困窮者対策事業の充実	公営住宅入居率	100%	100%	建築住宅課

基本施策3 子どもの安全確保

子どもを事故や犯罪から守るため、交通安全対策や防犯対策に努めます。

現 状

子どもたちの生活の場である保育所（園）をはじめ、幼稚園や学校などの安全確保に努めています。

また、避難訓練の実施や通学路点検、ボランティア巡回事業を定期的に行う等、一貫した安全対策を実施しています。

一方、交通面からの安全の確保については、交通安全指導員を3名体制にし、幼児・児童の交通安全教育の充実を図っています。

今後の取組

ニーズ調査において、「地域ぐるみのパトロール」などを求める意見が多くあがっていることから、一定の時間・場所での見守り活動については、地域の協力を得るなど、一部の学校で実施している地域の学校サポーター委嘱事業とあわせ、地域活力を活かした取組を展開していきます。

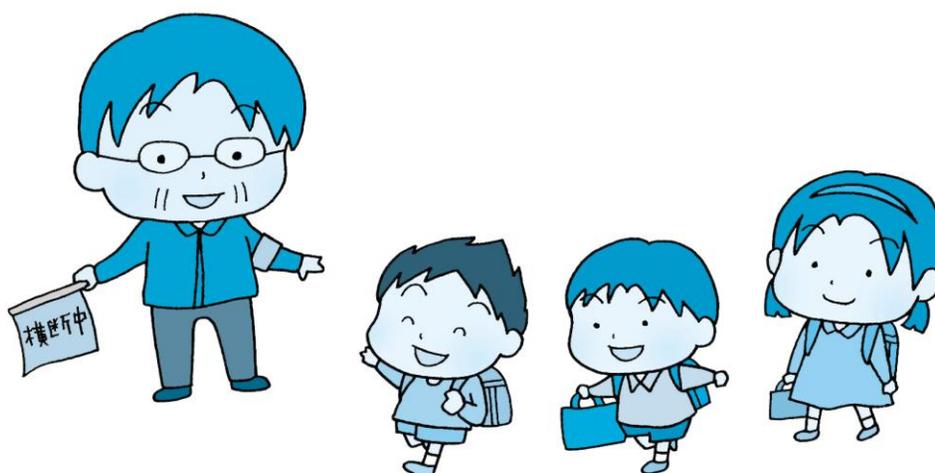
また、交通安全教育の推進や学校における危機管理体制の一層の充実を図っていきます。

協働の取組

市民（地域）	行政
<ul style="list-style-type: none">交通安全や防犯意識の向上見守りやパトロールへの参加	地域ぐるみのパトロール等の体制の整備と支援

主な事業

事業 NO	前期から の方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	現状	目標 (H26)	
121	推進事業	交通安全教育の推進	交通安全 教室開催数	38回	50回	交通政策課
18 (再)	推進事業	保護者や地域との連携による 児童の見守り体制の充実	スクール ガード 登録者	3,266人	3,400人	学務課
122	推進事業	防犯灯の整備など犯罪の起こ りにくい環境整備の推進	防犯灯数	2,610本	2,910本	危機管理課
123	継続事業	学校、幼稚園、保育所(園) における「危機管理マニュアル」の点検と充実	点検	実施	実施	学校教育課





第2章 目標事業量の設定

1. 特定14事業の目標事業量

市民ニーズ調査と人口推計等から保育サービスのニーズ量を把握し、これを基にしながら、施設整備の状況等を踏まえた上で、本計画の最終年度である平成26年度の目標事業量を以下の通り設定し、本計画の推進を通じて達成をめざします。

事業名		現状 (平成21年度見込み)	平成26年度 目標事業量
保育事業	通常保育事業	(定員) 2,170 人	(定員) 2,380 人
	延長保育事業	18 か所	19 か所
	休日保育事業	1 か所	2 か所
	保護者の就労などにより家庭で十分に保育できない児童への保育サービスを充実するため、保育所の定員を拡大し、待機児童の解消を図るとともに、対応保育所の増設を推進します。		
短期預かり支援	一時預かり事業	4 か所	6 か所
	ショートステイ事業	未実施	1 か所
	トワイライトステイ事業	未実施	1 か所
	病児・病後児保育事業	1 か所	1 か所
	特定保育事業	通常保育で対応	通常保育で対応
	夜間保育事業	延長保育で対応	延長保育で対応
	緊急時の短期保育に対応するため、柔軟な保育サービスの供給体制のさらなる充実を図るため、対応保育所の増設や対応施設との連携を推進します。		
	放課後児童健全育成事業	(定員) 810 人 13 か所	(定員) 970 人 15 か所
	放課後子ども教室事業	2 か所	2 か所
就学児童を持つ家庭の仕事と子育ての両立を支援するため、放課後児童の居場所として放課後児童育成クラブを展開していますが、ニーズが定員数を上回る地域があることから、施設の増設に加え、定員数を拡大します。			
交流・相談支援	地域子育て支援センター事業	2 か所	3 か所
	つどいの広場事業	1 か所	3 か所
	子育ての不安や孤立化を防ぐため、子育て拠点施設である「地域子育て支援センター」や「つどいの広場」を中学校区に1か所程度設置し、子育て拠点施設の充実を図ります。		
地域における支援	ファミリー・サポート・センター事業	1 か所	1 か所
	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となってお互いに助けあう、ファミリー・サポート・センター事業については、仕事と子育ての両立を支援するとともに、障害児・ひとり親家庭への支援の充実を図ります。		

2. 特定 14 事業の説明

サービスの種類	内容
通常保育事業	保護者の就労または疾病などにより、家庭において児童を保育することができないと認められる場合、保護者に代わり保育所で通常の開所時間に保育を行う事業。
特定保育事業	児童の保護者のいずれも一定の日時（週に2、3日または午前か午後のみなど）について、保育することができないと認められ、かつ、同居の親族などが児童を保育することができないと認められる場合において、必要な日時に保育所等において保育する事業。
延長保育事業	保護者の就労と育児の両立支援のため、時間外勤務や通勤時間の延長などに対応して、通常保育時間を延長して保育を行う事業。
夜間保育事業	夜間に保護者の就労などにより児童の面倒を見られない場合に、保育所において夜間に保育する事業。
休日保育事業	日曜・祝日等の保護者の就労などにより、休日に面倒を見ることができない児童を保育所において保育する事業。
病児・病後児保育事業	児童が病気回復期（病気中も含む）に、まだ集団保育などができず、保護者も就労などの理由により家庭で育児ができないとき、児童を一時的に預かり、保護者に代わって看護師・保育士等が看護・保育する事業。
一時預かり事業	保護者の就労、就学によって家庭での保育が困難な場合や保護者の疾病、出産、看護、冠婚葬祭等によって、緊急に保育が必要な場合、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため保育が必要な場合などに一時的に保育する事業。
ショートステイ事業	保護者の疾病などの理由で児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童福祉施設などで1週間程度の短期間、保護者に代わって児童を養育する事業。
トワイライトステイ事業	保護者の恒常的な残業などの理由で、児童の生活指導等の面で困難となった場合に、児童福祉施設等で午後6時から午後10時までの間、または児童の休日の日中8時間、児童の生活指導や食事の提供などをする事業。
放課後児童健全育成事業	学童保育として保護者が就労などにより昼間家にいない家庭の小学校低学年の児童に対し、授業終了後に遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業。
放課後子ども教室事業	放課後に小学校の施設などを活用し、地域の方々が指導者やボランティアとして参加し、スポーツなどを通して子どもたちが地域住民との交流活動を実施する事業。
地域子育て支援センター事業	育児不安などについての相談・指導（面接・電話）、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報の提供、園庭の開放、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業。
つどいの広場事業	子育て中の親の孤立感、不安、精神的負担を少しでも軽減・解消することを目的として、概ね3歳未満の子どもと保護者が気軽に集い、交流や相談できる場として実施する事業。
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となってお互いに助けあう、子育ての相互援助活動事業。



第3章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制と進捗管理

本計画の推進にあたっては、庁内各課、教育・医療等の関係機関との連携を図るとともに、外部の委員（人権・福祉・教育・医療等の関係機関及び関係団体の代表、市民の代表）で構成する「草津市次世代育成支援対策協議会」と計画の進捗状況に関する情報を共有し、計画で掲げた目標の達成状況や評価に関する協議を定期的に行い、計画の円滑な推進に向けた提言をいただきながら、実効ある計画の推進を図ります。

また、広報やホームページなどにより、計画の進捗状況や評価、改善の内容等を広く市民に公開し、次世代育成支援に関する広報啓発に努めます。

本計画の評価指標は、各事業の目標及び市民ニーズ調査結果から設定し、リーディングプロジェクト及び各基本施策については、各事業の目標に対する達成度で検証します。

また、計画全体の相対的評価については、本計画期間の最終年度となる平成26年度に再度「市民ニーズ調査」を実施して、前回調査との比較により評価・検証します。

■検証指標

項目	就学前児童の保護者	小学生の保護者	中学生の保護者
子育てに関して不安感や負担などを感じる、なんとなく感じる	平成20年度調査 51.1%	平成20年度調査 47.6%	平成20年度調査 48.4%
平成26年度目標	30%未満		

項目	子育て家庭以外の家庭
地域で子育て活動に取り組んでいる	平成20年度調査 10.3%
平成26年度目標	20%以上

項目	子育て支援センター	つどいの広場	ファミリー・サポート・センター
サービスを知っている(認知度) (就学前児童の家庭)	平成20年度調査 70.0%	平成20年度調査 54.7%	平成20年度調査 58.8%
平成26年度目標	90%以上		

項目	子育て支援センター	つどいの広場	ファミリー・サポート・センター
今後もサービスを利用したい(満足度) (就学前児童の家庭)	平成20年度調査 34.1%	平成20年度調査 35.7%	平成20年度調査 34.8%
平成26年度目標	50%以上		

2. 連携・協働体制の構築

本計画の推進にあたっては、「市民（家庭）・地域社会・企業・NPO や市民活動団体・行政」が、それぞれの立場でその役割を認識し、お互いに連携を深めながら次世代育成支援に取り組む必要があります。本計画では、基本施策ごとに「協働の取組」として、各主体が果たすべき役割を明記し、各施策に求められている協働の姿を具体化することにより、次世代育成支援における協働体制の構築を推進していきます。

市民（家庭）では…

家庭は、子育てについて第一義的な責務を担うことを自覚し、保護者や家族が愛情豊かに子どもたちを育て、基本的な生活習慣や人間形成を育むとともに、男女がともに健やかな子どもの育ちを支えていくことが求められています。

地域社会では…

地域社会は、子どもたちの健やかな育ちをはぐくむ場として、子育てする人々を支え、子どもたちを見守る役割を担っています。子どもの人権と安全を守る意識を持ち、児童虐待の防止や安全パトロールなどの取組に積極的に参画することが期待されています。

企業では…

企業は、子育てと仕事の両立を可能とする就労環境の充実において大きな役割を担っています。育児・看護休業制度の定着や子育てしやすい多様な働き方が可能な就労環境の実現などを通して、仕事と生活の調和（ワークライフ・バランス）が図られることが求められています。

NPOや市民活動団体では…

子育て支援や青少年健全育成など、さまざまな活動を展開しているNPO 活動団体やボランティア活動団体は、身近な相談相手として、あるいは子育て仲間や先輩として、子どもたちや子育てする人々に寄り添い、応援する役割が期待されています。行政や企業との連携を深め、一層充実した活動展開が求められています。

行政では…

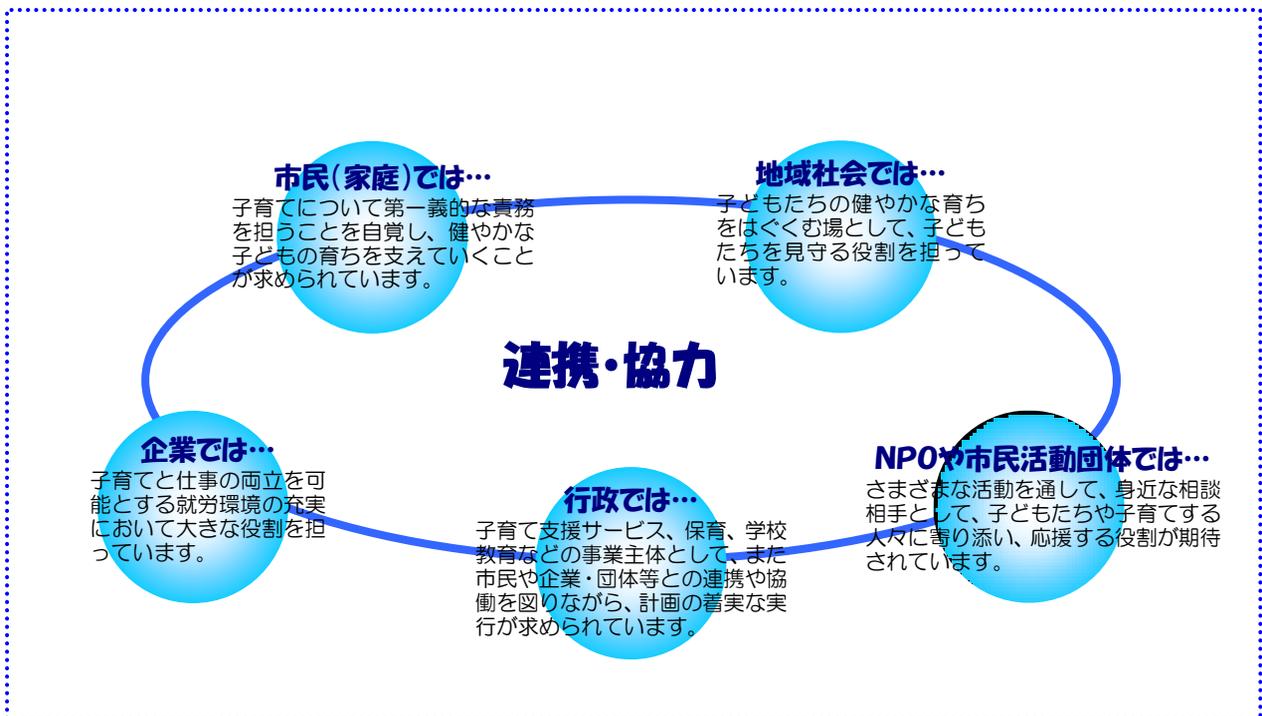
行政は、子育て支援サービス、保育、学校教育、まちづくりなどの次世代育成支援に関する各分野について、事業主体として施策の推進や施設整備等において主体的な役割を担っています。また、市民や企業・団体等との連携や協働における各主体の活動支援を図りながら、次世代育成支援対策地域行動計画の着実な実行が求められています。

具体的な協働の取組として、例えば子育てサークル・サロン等の活動の場合、運営の主体は市民やNPO法人等となりますが、運営を維持するためには子育て家庭の積極的な参加や町内会等地域組織の支えが必要です。そして行政は、このような市民の子育て活動に対して、保育士や保健師等の専門家の派遣や活動場所の調整などの支援を行う役割を担っています。

また、児童虐待防止の場合、虐待の早期発見には学校や地域の見守りが必要ですが、発見後の早期対応など、子どもの心身の危険にかかわることや自立支援など福祉施策として行政の責任が重いものは、行政が主体的にその役割を担うこととなります。

このような協働の取組を推進するためには、子育て支援における課題や支援の対象によって「行政が主体的に実施する分野」、「行政と市民・企業等が協働で実施する分野」、「市民・企業等が主体的に取り組み、行政はその活動を支援する分野」などに大別して推進していくことが必要です。

■連携・協働体制のイメージ図



資料編

1. 草津市次世代育成支援対策協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条に基づき、草津市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、草津市次世代育成支援対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置に関する事項
- (2) 草津市次世代育成支援対策地域行動計画の策定に関する事項
- (3) その他次世代育成支援対策の推進に関し必要な事項

(構成委員)

第3条 協議会は、学識経験者、児童福祉関係者、保健・医療関係者、学校教育関係者、生涯教育関係者、経済・労働団体関係者、一般公募市民等の中から、委員20人以内をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 協議会に会長および副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に係る関係者に出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の事務局は、健康福祉部子ども家庭課に置くものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2. 草津市次世代育成支援対策協議会委員名簿

委員	所属機関	備考
神部 純一	滋賀大学	会長
土田 美世子	龍谷大学	
堀 義明	草津市同和事業促進協議会	
市川 嘉重	草津市認可保育園連盟	
崎山 美智子	NPO法人草津手をつなぐ育成会	
田中 千秋	草津市社会福祉協議会	
和田 一郎	草津市民生委員・児童委員協議会	
横江 保彦	草津・栗東医師会学校医部	
柳川 久美子	草津市校園長会（小学校代表）	
江川 保雄	草津市校園長会（中学校代表）	
奈良 誉夫	草津市私立幼稚園連合会	
福井 太加雄	草津市自治連合会	
青木 和子	草津市青少年育成市民会議	
馬場 治	草津市子ども会指導者連絡協議会	副会長
堀江 由美子	草津市PTA連絡協議会	
深草 茂	草津栗東地区労働者福祉協議会	
矢野 邦彦	商工会議所	
辻 充子	市民公募	
湯浅 友江		
中川 美佳		

(敬称略)

3. 草津市次世代育成支援対策地域行動計画策定経過

年度	実施年月日	議事内容
平成20年度	平成20年8月12日(火)	第1回草津市次世代育成支援対策協議会 ◇ニーズ調査概要及びスケジュールについて
	平成20年10月	市民ニーズ調査実施
	平成21年3月11日(水)	第2回草津市次世代育成支援対策協議会 ◇ニーズ調査結果の概要 ◇後期計画の策定について
平成21年度	平成21年5月20日(木)	第1回庁内関係課調整会議 ◇後期計画策定方針(案)について
	平成21年7月1日(水)	第1回草津市次世代育成支援対策協議会 ◇後期計画策定方針(案)について ◇前期計画の進捗状況について
	平成21年7月	庁内関係課への事業調査 ◇前期計画の評価と後期計画の取組
	平成21年7月14日(水)	ファミリー・サポート・センター会員意見交換会
	平成21年8月19日(水)	ワークショップの実施(サークル・サロン参加者対象)
	平成21年9月16日(水)	第2回草津市次世代育成支援対策協議会 ◇後期計画策定に係る中間案について
	平成21年11月5日(木)	第2回庁内関係課調整会議 ◇後期計画の素案について
	平成21年11月20日(金)	主任児童委員への素案説明、意見交換
	平成21年11月27日(金)	民生委員・児童委員への素案説明、意見交換
	平成21年11月13日(金)	第3回草津市次世代育成支援対策協議会 ◇後期行動計画の素案について
	平成21年12月	庁内関係課への最終照会 ◇後期行動計画の素案について
	平成22年1月15日(金) ~2月14日(日)	パブリックコメントの募集
	平成22年3月4日(木)	第4回草津市次世代育成支援対策協議会 ◇パブリックコメントの結果報告 ◇後期行動計画の最終案について ◇後期行動計画の概要版について

草津市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）

子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津

発行年月：平成 22 年 3 月

発 行：滋賀県 草津市 健康福祉部 子ども家庭課

住 所：〒525-8588 滋賀県草津市草津 3 丁目 13 番 30 号

TEL 077-561-2364 FAX 077-561-2482



草津市

次世代育成支援対策
地域行動計画
〔後期計画〕